

南海トラフ地震事前復興計画策定手引書

令和3年3月

目次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 本手引書の目的 | 1 |
| 2. 本手引書の利用対象 | 1 |
| 3. 本手引書の構成 | 1 |
| 第1章 事前復興とは | 2 |
| 1. 本手引書における「事前復興」の位置づけ | 2 |
| 2. 四国管内における事前復興の取組の必要性 | 3 |
| 2-1. 事前復興の必要性 | 3 |
| 2-2. 事前復興の取組によって期待される効果 | 4 |
| 2-3. 事前復興に関する国の動き等 | 5 |
| 2-4. 四国における事前復興に関する課題 | 7 |
| 3. 四国の地域特性を踏まえた検討の視点 | 9 |
| 3-1. 災害特性を踏まえた地域区分 | 9 |
| 3-2. 地域条件に応じた避難と復興の計画検討の視点 | 10 |
| 第2章 事前復興の推進 | 11 |
| 1. 事前復興として必要な取組 | 11 |
| 1-1. 先行事例等で示された事前復興として必要な取組 | 11 |
| 1-2. 事前復興の取組の検討における視点 | 12 |
| 1-3. 事前復興の取組の体系 | 14 |
| 2. 事前復興の取組 | 15 |
| 2-1. 情報の整理・共有、課題の確認 | 15 |
| 2-2. 被災後に必要となる業務等の確認と業務継続に向けた条件整備 | 17 |
| 2-3. 被災後の住民の避難生活等の想定とイメージの共有 | 20 |
| 2-4. 住民の生活再建に向けて必要な支援の検討 | 22 |
| 2-5. まちの復興デザイン等の検討 | 23 |
| 2-6. 復興デザインの事前実施 | 26 |
| 2-7. 事前復興を担う人材の育成 | 26 |
| 第3章 事前復興の基盤づくり（取組例） | 28 |
| 1. 災害リスク情報等の集積と活用（災害リスク情報プラットフォーム） | 28 |
| 1-1. データ整備の必要性 | 28 |
| 1-2. 具体的な取組 | 28 |
| 1-3. 災害リスク情報プラットフォームの構築 | 30 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 2. 住民の避難行動と住宅再建に関する調査（事前復興センサス） | 33 |
| 2-1. 事前復興センサスの位置づけ..... | 33 |
| 2-2. 事前復興センサスの実施方法..... | 33 |
| 2-3. 事前復興センサスの活用 | 34 |
| 3. 住民合意形成への学習（学校教育と住民ワークショップ） | 35 |
| 3-1. 事前復興教育の必要性 | 35 |
| 3-2. 教育の地域内連携と融合 | 35 |
| 3-3. 事前復興に関する教育の体系化の一例..... | 36 |
| 第4章 事前復興計画の策定 | 39 |
| 1. 「事前復興」とは | 39 |
| 1-1. 復興とは | 39 |
| 1-2. 「復興計画」とは | 39 |
| 1-3. 「事前復興計画」とは | 41 |
| 2. 事前復興計画の策定の目的 | 41 |
| 3. 事前復興計画の分類 | 41 |
| 4. 事前復興計画の策定 | 42 |
| 4-1. 策定体制 | 42 |
| 4-2. 策定の手順 | 44 |
| 4-3. 事前復興計画の策定 | 47 |
| 4-4. 事前復興計画の策定における留意点..... | 48 |
| 5. 事前復興計画の運用 | 49 |
| 5-1. 災害発生前の運用 | 49 |
| 5-2. 災害発生後の移行 | 49 |

■参考資料

現行の事業制度を活用した防災・事前復興事業の事例

防災・減災に係る支援施策

はじめに

1. 本手引書の目的

- ・南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、四国管内の各地において、市街地や集落等が甚大な被害を受け、人口流出や地域活力の衰退につながることが懸念されている。また、市町村においては、行政施設等も大きな被害を受ける中で、被災直後から膨大な作業に追われ、多大な時間と人手等を要することとなる。
- ・大規模災害が発生した後においても地域の存続や持続的な発展を図るために、発災後も行政運営が継続して行われ、速やかかつ適切な復興の実現を図ることが不可欠である。そのためには、「事前復興」として、大規模災害発生後の初動から応急・復旧、復興の流れを理解し、平時から準備できることを考え、備えに取組むことが肝要である。
- ・市町村においては、これまで「命を守るための対策」を優先して取組んできたことから、「事前復興」への取組は今後なすべき課題である。しかしながら、市町村による防災・減災、国土強靭化の対策等の取組は「事前復興」における“復興の事前実施（先取り）”に該当するものであり、既に多くの市町村が着手している状況にもある。そのような既存の取組も含めて、全体像としての「事前復興」の理解を深め、災害発生後の適切かつ迅速・円滑な復興に向けた事前復興の取組の推進が図られることを期待して、本手引書を作成する。

2. 本手引書の利用対象

- ・南海トラフ地震による被害が想定される四国管内の市町村（＝全ての市町村）の、主に防災部局やまちづくり部局の担当者が活用することを想定している。

3. 本手引書の構成

- ・本手引書は以下の構成よりなる。

| 目次 | 記載事項 |
|------------------|---|
| はじめに | ・本手引書の目的や利用対象等を示す。 |
| 第1章 事前復興とは | ・本手引書での事前復興の位置づけを示すとともに、事前復興の取組の必要性や取組によって期待される効果を示す。 |
| 第2章 事前復興の推進 | ・事前復興として必要な取組について解説する。 |
| 第3章 事前復興の基盤づくり | ・事前復興の推進に当たって基盤となる情報の整理や人材育成について、取組事例をもとに解説する。 |
| 第4章 事前復興計画（案）の策定 | ・上述までの検討結果を踏まえて、事前復興計画のとりまとめ方について解説する。 |

第1章 事前復興とは

1. 本手引書における「事前復興」の位置づけ

- ・「事前復興」とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような災害が発生しても、適切かつ迅速・円滑な復興が行われるように、事前の準備をしておくことである。
- ・さらに、「事前復興」は、平時から行政と住民が連携し協働する関係を築き、住民の意向を踏まえつつ、大規模災害の発生も念頭に置きながら、地域の持続的発展につながるまちの姿とあり方を共に考え、共有し、推進するための取組である。

(1) 役割や取組から見た位置づけ

■復興の事前準備

- ・災害は必ず発生するものという前提に立ち、津波の甚大な被害が想定される地域等においては、まちが機能不全に陥ることを覚悟の上で、初動、応急、復旧、復興等の備えとして対策を講じること。
- ・最悪の事態（大災害）が発生したとしても、適切かつ迅速・円滑な復興の実現を図るため、災害発生後の対応・体制の準備、被災後の復興デザインを事前に検討する等の取組を示す。

■復興の事前実施（先取り）

- ・災害が発生する前に、復興の際に想定される支障を回避あるいは影響を最小限に抑えるための対策を先行的に実施すること。
- ・被害を抑えるためのハード・ソフトによる防災・減災、国土強靭化等の総合的な対策とあわせて、復興の事前準備において検討した「発災後の復興デザイン」に関する事前の取組（事業化を図ること）を示し、平時のまちづくりにも寄与する。



図1-1 役割から見た事前復興の位置づけ

(2) 災害発生からの時間経過を踏まえた位置づけ

- ・災害発生後の初動、応急、復旧、復興等の適切な対応が、適切かつ迅速・円滑な復興の取組につながることから、時間経過に応じたそれぞれの段階で必要な取組等への備えとして対策を講じること。
- ・「初動」、「応急」、「復旧」、「復興」において必要となる対応や人的・物的資源等を確認し、適切な時期に適切な対応を行うための行動計画の検討や実施体制の想定、人的・物的資源の確保対策の検討等の取組を示す。

【参考】

- ・初動、応急、復旧、復興について、期間の目安と取組の概要を以下に整理する。なお、これらの取組は、それぞれ継続性や関係性を持って進めるものであり、分類をまたがって行う取組があること、取組内容によって期間が異なることに留意すること。

| 分類 | 期間の目安 | 取組の概要 |
|----|--------|---|
| 初動 | ～3日間 | ・災害発生から概ね3日間程度の対応を示し、「命を守る」ための救出・救助活動等が重要である。 |
| 応急 | ～1、2週間 | ・被災者の応急仮設住宅への入居や津波堆積物（ガレキや土砂等）の撤去等の応急的な対応のこと。 |
| 復旧 | ～1、2ヶ月 | ・道路や河川、海岸等の公共土木施設、ライフライン、交通機関等の社会基盤や施設等の機能を従前まで回復させるとともに、住民の住まいや生業（仕事）等を取り戻すこと。 |
| 復興 | ～数年 | ・復興計画に示した復興のビジョン等の実現に向け、新たな価値や質が附加された社会の創造を図ること。また、まちや住民生活等に関して、被災前と同様又は価値を高めた上で取り戻すこと。 |

2. 四国管内における事前復興の取組の必要性

2-1. 事前復興の必要性

- ・南海トラフ地震が発生した際には、膨大な行政需要が発生する。人的被害をはじめ、道路や建物、ライフライン等の様々な被害が発生するため、市町村職員は、多くの被災者の生活再建支援等に取組むと同時に、被害を受けた施設や社会基盤の復旧・復興等に取組むことが必要となる。
- ・大規模かつ広域な被害では、道路網の寸断等により市町村や地域の孤立が生じる。これより、他地域からの支援が限られる又は支援が来るまでに時間を要する事態が生じる可能性もある。
- ・さらに、生活を支える生業（仕事）の損壊は、住民の生活再建の場の選択にも影響を及ぼす。
- ・このような状況の中で、復旧・復興等に遅れが生じると、地域の人々の生活や経済活動の再建等に甚大な支障が生じる。その結果として住民の地域内での生活再建への意欲を削ぎ落し、人口流出や地域活力の衰退につながるおそれがある。
- ・そのため、災害後に膨大となる業務量への対応を、災害発生後の混乱した中ではなく、平時の冷

静な状態で検討しておくことが適切かつ迅速・円滑な復興等につながることから、事前復興の取組を各市町村で進めておくことが重要である。

2-2. 事前復興の取組によって期待される効果

- ・事前復興の取組によって期待される効果としては、以下のことがあげられる。【図 1-2 参照】

(1) 地域活力の維持、被害の軽減

- ・ハード・ソフト両面からの防災・減災対策、国土強靭化施策等の実施により、被害の軽減が図られることが期待される。特に、行政機能の維持を図る対策（例えば、業務継続計画の作成、庁舎の高台移転等）を進めることは、災害発生後の行政対応において重要な取組となる。
- ・また、様々な対策の事前実施等により、安心・安全なまちの実現を図ることで、地域コミュニティの維持・活性化や防災意識の向上、地域への愛着が高まる等の効果も期待される。

(2) 初動・応急、復旧の迅速と的確性

- ・初動・応急（3日以内の人命救助等）と早期復旧（7日以内の道路啓開等）の迅速かつ的確な備えにより、大規模災害ゆえの被災直後からの急速な地域活力の消耗を可能な限り回避することが期待される。
- ・災害発生直後は、人的・物的資源等が不足した状況が想定されることから、広域的な地域連携の構築や関係機関との連携強化等により、復興を推進するための体制の強化を図ることが重要な取組となる。

(3) 復興の期間の短縮

- ・初動・応急、復旧、復興の各段階のプロセスを事前に理解し、体制構築等の事前準備を行うことにより、被災者の生活再建やまちの復興までに要する期間の短縮が期待される。
- ・特に、防潮堤の整備や復興まちづくり等のあり方については、多様な意見が存在することから、住民合意に時間を要すると想定される。そのため、復興デザインの検討等を事前に進めておき、住民との事前の合意形成等に取組んでおくことで、復興計画等の早期作成や復興事業の早期着手が図られる。

(4) 復興の質の向上と適切化

- ・災害発生後の混乱した中での検討ではなく、平時の冷静な状態で復興デザインの検討や住民との合意形成等を進めておくことで、地域の状況や住民意向等を踏まえた質の高い復興デザイン等の検討につながることが期待される。
- ・また、復興の“質の向上”は、住民の描く魅力的なまちの将来像の実現であり、地域からの人口流出の防止や地域活力の維持・向上等につながり、地域の適切な復興の実現につながることが期待される。

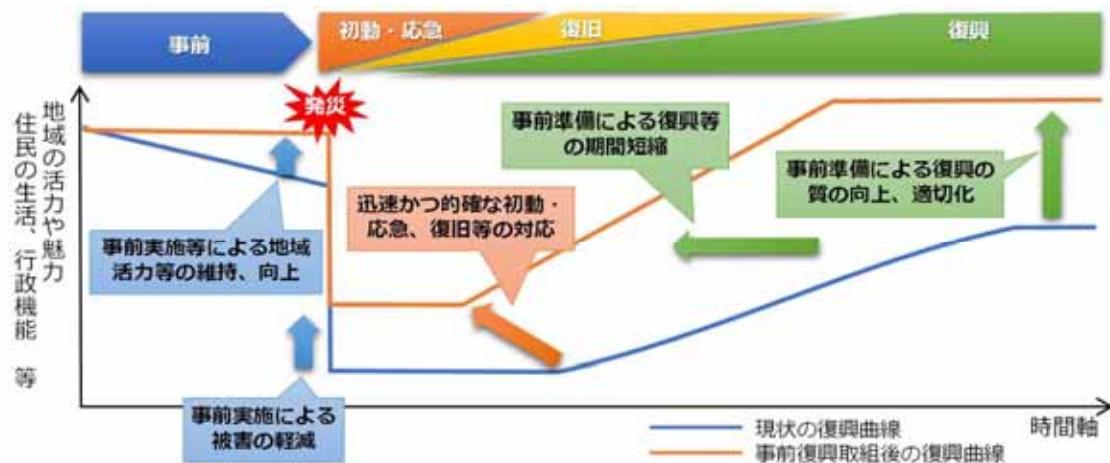


図1-2 事前復興の取組による効果イメージ

2-3. 事前復興に関する国の動き等

(1) 防災基本計画への復興事前準備の位置づけ

- ・中央防災会が作成した「防災基本計画」では、「第2編 各災害に共通する対策編 第1章 6節 11 災害復旧・復興への備え」において「復興事前準備の実施」として、「国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする」と位置付けられている。

【参考】

- ・防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画である。
- ・防災分野の最上位の計画であり、県地域防災計画や市町村地域防災計画は、防災基本計画に基づき作成している。
- ・なお、防災基本計画の「第2編 各災害に共通する対策編 第1章 6節 11 災害復旧・復興への備え」では、国や都道府県、市町村等が取組むべき事項として、以下の項目が示されている。

| | |
|-------------------|----------------|
| (1) 災害廃棄物の発生への対応 | (2) 各種データの整備保全 |
| (3) 罷免証明書の発行体制の整備 | (4) 復興事前準備の実施 |
| (5) 復興対策の研究 | |

(2) 国土交通省によるガイドラインの作成等

- ・国土交通省では、市町村の事前復興の取組等を促すために、「津波災害からの復興まちづくりガイドンス」（平成28年5月）や「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」（平成30年7月）の策定を行っている。
- ・四国地方整備局においても、災害に強いまちづくり検討会での議論を通じて、「四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き」（平成31年3月）を作成し、四国管内市町村の復興まちづくりへの備えを促進している。

【参考】津波災害からの復興まちづくりガイダンス（平成28年5月）

- ・主として南海トラフ地震における被災が想定される市町村を対象とし、大規模な津波災害発生時において早期回復を実現するために、東日本大震災からの復興まちづくりから得た知見・教訓を整理し、復興まちづくりの各段階において、想定される課題と事前準備を含めた対応方法についてまとめられている。

参考 URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000027.html

【参考】復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）

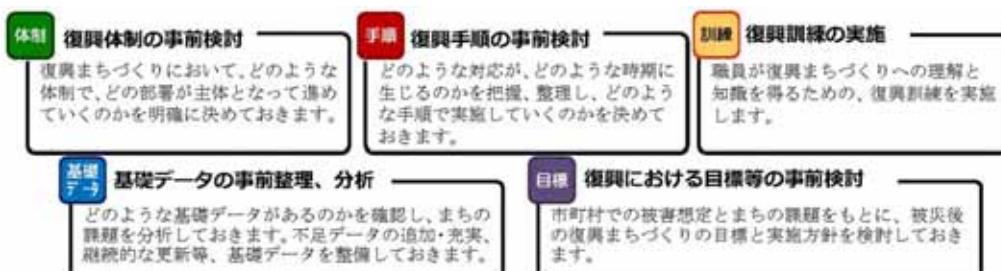
- ・市町村が早期かつ的確な市街地復興のための事前準備に取組むための取組内容・留意点についてとりまとめられている。復興事前準備の必要性や取組内容を明らかにすると共に、地域防災計画と市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスター・プラン）への位置づけ方法や復興まちづくりのための事前準備に関する計画策定に係る留意点が示されている。

■復興事前準備の進め方

市町村の復興事前準備の取組状況に応じて、段階的に取組む。

| ステージ | | 復興事前準備の取組 | |
|------------------|--------------------------------------|---|--|
| 基礎編 | ステージ1 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取組状況を確認する | Step 1：復興事前準備の取組内容を学び、その必要性に気づく | |
| | ステージ2 復興事前準備に取り組む | Step 2：自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する ■ | |
| 応用編 | ステージ3 事前復興計画づくりに取り組む | Step 3：まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を集約し、共有する ■ Step 4：復興事前準備の必要性を問い合わせ、復興まちづくりの課題を認識する ■ ■ | |
| | フォローアップ | Step 5：復興体制と復興手順を検討する ■ Step 6：計画に復興事前準備の取組を位置づける ■ ■ ■ ■ | |
| 復興事前準備をフォローアップする | | Step 7：事前復興計画を策定する ■ ■ ■ ■ ■ | |
| 復興事前準備の進捗状況を検証する | | Step 8：基礎データを整備する ■ | |
| フォローアップ | | Step 1：職員の復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施する ■ | |
| 復興事前準備をフォローアップする | | Step 2：住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む ■ | |
| 復興事前準備の進捗状況を検証する | | Step 3：復興事前準備の取組の進捗状況を検証する | |

■復興事前準備の取組内容



参考 URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_0000

【参考】四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き（平成 31 年 3 月）

- ・南海トラフ巨大地震による甚大な津波災害に備えて、事前に被害を想定し、速やかな復興まちづくりが行われるよう、地方公共団体の担当者が意識を共有し、業務を進める上での手がかりとして利用されることを目的に作成。
- ・津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応を行う上での課題や実施すべきポイント、想定される対応、参考となる取組事例等について整理。

参考 URL : <https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/saigainituyoi.html>

2-4. 四国における事前復興に関する課題

- ・四国管内の市町村では、南海トラフ地震への対策として「命を守る」ことを重視したハード対策・ソフト施策が進められ、一定の成果をあげてきている。これらの取組は、事前復興の“復興の事前実施（先取り）”にも該当するが、多くの市町村においては「事前復興を意識した取組」とはなっていないのが実情であると想定される。
- ・四国管内においては、以下のような課題を有しており、大規模災害に対する防災・減災から復興までの備えとして、「事前復興を意識した取組」を積極的に進めていく必要がある。

（1）人口減少・少子高齢化（地域防災力の縮退）

- ・国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」では、四国の 2015 年の人口 3,846 千人が、30 年後の 2045 年には 2,823 千人（27% 減）になると示されている。
- ・人口減少・少子高齢化の傾向は、全国に比べても著しく、現状においても地域防災力の低下や地域の復興を担う人材の不足等が懸念される。【図 1-3 参照】
- ・また、大規模災害が発生した際には人口流出等が生じることが想定され、集落等の存続が危惧される地域が出てくることが懸念される。
- ・そのため、事前復興の取組等を通じて、迅速かつ的確・円滑な復興へ備えるとともに、地域コミュニティの活性化や郷土愛の醸成等を促していくことが重要である。

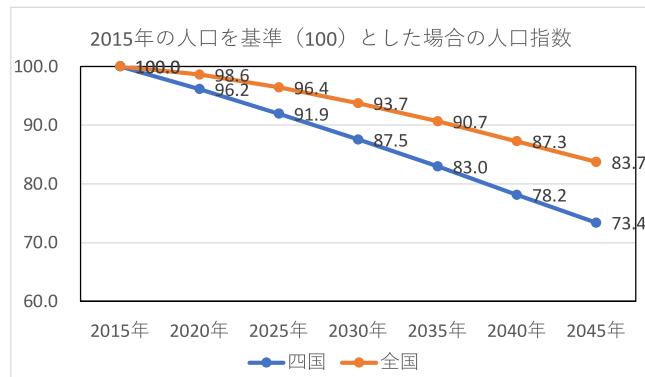


図 1-3 全国と四国地方の将来人口推移の比較

参照：日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）

国立社会保障・人口問題研究所

（2）南海トラフ地震による四国地方での甚大な被害

- ・南海トラフ地震の最大クラスの地震が発生した際には、四国全域で震度 6 強から震度 7 の強い揺れと津波により甚大な被害が想定されている（図 1-4 参照）。特に、高知県や徳島県の沿岸部では、20m を超えるような津波が想定されており（図 1-5 参照），市街地や集落等が壊滅的な被害を

第1章 事前復興とは

受け、人的被害や建物被害等が発生し、復興が長期化するおそれがある。

- ・そのため、事前復興の取組として、市街地や集落等の被災を想定し、復興の姿の事前検討に取組むなどにより、迅速かつ的確・円滑な復興へ備えることが重要である。

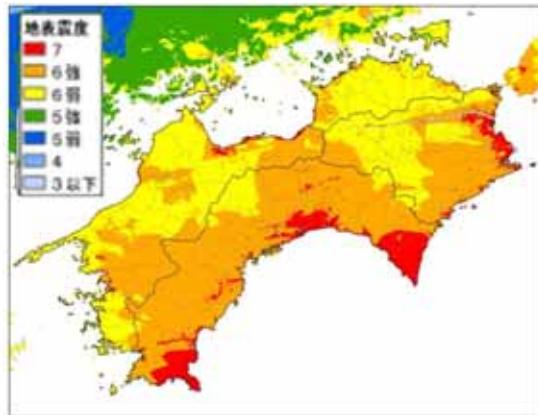


図 1-4 南海トラフ巨大地震時の最大震度想定



図 1-5 津波の最大値と 1 m の津波到達時間

参考：内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）」(H24)

*「四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き」(H31.1)

(四国地方整備局 災害に強いまちづくり検討会) より抜粋

(3) 大規模かつ広域な災害である南海トラフ地震

- ・南海トラフ地震は、大規模かつ広域な災害であり、関東地方から九州地方にかけて津波の襲来が想定されている。四国管内の多くの市町村は、自らの対応に追われる状況になり、近隣の県等からの支援も限られる又は支援が来るまでに時間を要する状況が生じる可能性がある。
 - ・また、四国8の字ネットワークの整備が進められているが、ミッシングリンクが存在するなど、交通ネットワークの整備は道半ばにある（図1-6参照）。特に、南海トラフ地震による津波浸水想定区域が広がる徳島県や高知県、愛媛県の太平洋側沿岸で高規格道路の未整備区間が存在しており、市町村や地域の孤立が発生する懸念がある。
 - ・そのため、特に、初動対応の段階において、周辺市町村や四国以外の地域からの支援を受けることが困難となるおそれがあり、事前復興の取組として、広域的な連携体制の構築や関係機関との連携強化等に努めることが重要である。



図 1-6 四国地方の高規格道路の整備状況

参照：四国の道路（四国地方整備局 道路部）

3. 四国の地域特性を踏まえた検討の視点

3-1. 災害特性を踏まえた地域区分

- ・南海トラフ地震への備えとして、住民の生命を守るための避難や適切かつ迅速・円滑な復興を見据えた検討に取組むことが重要である。
- ・避難や復興の検討に当たり、四国管内の市町村の中でも地形や市街地・集落の形成状況等の特性が異なることから、それぞれの特性や災害リスクを踏まえた検討を行うことが必要である。そのため、地域特性や想定される被害を考慮して、表1-1に示す5つの地域条件に分類する。なお、この5つの地域条件は、「災害に強いまちづくりガイドライン」(災害に強いまちづくり検討会(四国地方整備局 建整部))^{*}を参考に設定した。

※「災害に強いまちづくりガイドライン」は、「災害に強いまちづくり検討会」における議論を踏まえ、四国地方の地方公共団体が、災害に強いまちづくりを計画・実施する上において参考となる事項についてとりまとめたもの。

参考 URL : <https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/saigainituyoi.html>

表1-1 5つの地域条件と被害特性

| 地域条件 | 想定される地域 | 被害特性（南海トラフ地震） |
|------------------|--------------------------------|---|
| ①海岸平野部 (太平洋側) | 主に、徳島県、愛媛県、高知県の太平洋側の市街地 | ・大規模な津波が、極端に短い時間で襲来し、甚大な被害の発生 |
| ②海岸平野部 (瀬戸内側) | 主に、香川県、徳島県、愛媛県の瀬戸内側の市街地 | ・津波被害は比較的少ないが、家屋倒壊や地震火災・津波火災等による被害の発生 |
| ③山地が迫る 沿岸部 | 主に、徳島県、愛媛県、高知県の太平洋側に位置する沿岸部の集落 | ・地形の影響から津波高が高くなる傾向にあり、津波による甚大な被害の発生 ・背後に山地が迫ることから土砂災害等による被害の発生 |
| ④半島・島しょ部 | 半島・島しょ部 | ・平地部が極端に狭く、津波による被害と背後地の土砂災害等による被害の発生 ・津波や土砂災害等により地域の孤立が発生 |
| ⑤中山間地域 | 中山間地域 | ・周囲を山に囲まれていることから土砂災害等による被害の発生 ・土砂災害等により地域の孤立が発生 |

3-2. 地域条件に応じた避難と復興の計画検討の視点

- 地域条件に応じた避難と復興の計画検討の視点は、表1-2のように整理される。

表1-2 地域条件に応じた避難と復興の計画検討の視点

| 地域条件 | 避難計画検討の視点 | 復興計画検討の視点 |
|------------------|--|---|
| ①海岸平野部 (太平洋側) | ・津波到達までの時間が短く、広い平野部のため、安全な避難場所が限られることから、津波避難ビルの指定等による避難場所の確保が重要 | ・面的な被害を受けることで、大規模な市街地の再編の検討が必要 ・高台移転等を行う際には、まちの中心地等が大きく変わる可能性がある ・津波浸水想定区域が広範囲に広がっていることが想定され、広範囲で居住の規制等を検討することが必要 |
| ②海岸平野部 (瀬戸内側) | ・海拔が低い広い平野部が広がっており、安全な高台等が近くに少ないとから、確実な避難に向けた防災意識高揚や津波避難ビルの指定等が重要 ・沿岸部で、住宅が密集し産業施設等が立地している地域があり、液状化や地震火災等への対策が重要 | ・沿岸部で津波被害や地震火災が生じた際には、市街地の改善（土地区画整理事業や延焼遮断帯の確保等）が必要 |
| ③山地が迫る 沿岸部 | ・津波到達までの時間が短く、高台等の安全な避難場所への速やかな避難が重要 ・避難路が急こう配であると想定され、手すり等の整備が重要 ・古い町並みを残す集落等においては、避難路沿いの家屋・ブロック塀等の倒壊対策が重要 | ・面的な被害を受けることで、集落の高台移転等の検討が必要 ・平地部の嵩上げと山地の造成等による安全な住宅の適地を検討することが重要 ・海岸沿いの土地利用規制に当たっては、生業や立地している住居・施設等への影響が大きいことから、関係者の意向を踏まえた検討が必要 |
| ④半島 ・島しょ部 | ・高台等の安全な避難場所への速やかな避難が重要であるが、避難路が急こう配であると想定され、手すり等の整備が重要 ・古い町並みを残す集落等においては、避難路沿いの家屋・ブロック塀等の倒壊対策が重要 ・道路網等の被災により、一定期間の孤立が懸念され、避難所等への経路確保や避難場所での滞在を見据えた対策が重要 | ・集落の高台移転等の検討が必要 ・急峻な地形であり、高台移転等の適地の確保が困難な地域があると想定される ・海岸沿いの土地利用規制を行うと、活用可能な土地が狭隘になることが想定される |
| ⑤中山間地域 | ・土砂災害等の危険箇所から速やかに避難する等の配慮が必要 ・道路網等の被災により、一定期間の孤立が懸念され、避難所等への経路確保や避難場所での滞在を見据えた対策が重要 | ・土砂災害等が生じた際には、危険な場所からの移転等の検討が必要 |

第2章 事前復興の推進

1. 事前復興として必要な取組

1-1. 先行事例等で示された事前復興として必要な取組

- ・事前復興として必要な取組の整理に当たり、既往の検討において示されている取組を整理する。

○「津波災害からの復興まちづくりガイダンス」では、事前対策のあり方として、以下の10項目が示されている。

- ①復興まちづくりに関する事前検討
- ②基礎情報の継続的な収集整理
- ③被災現況調査に関する事前準備
- ④平時からの復興まちづくりに関する学識経験者等との協力体制の構築
- ⑤復興まちづくり計画の検討体制の構築
- ⑥復興まちづくり計画策定プロセスの検討
- ⑦災害時応援協定に基づく応援職員派遣内容の拡充検討
- ⑧建築制限区域の指定に関する特定行政庁との事前協議
- ⑨復興まちづくり利用適地の抽出
- ⑩市町村における事前対策内容の各機関との共有

○「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」では、復興事前準備の取組内容として、以下の5項目が示されている。

- ①復興体制の事前検討
- ②復興手順の事前検討
- ③復興訓練の実施
- ④基礎データの事前整理、分析
- ⑤復興における目標等の事前検討

○「四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き」では、まちづくりの観点から、被災後の各段階において必要となる取組を以下の4項目に分類している。

- ①基礎情報・被災状況の収集・整理
- ②復興まちづくりに必要な制限の検討・実施
- ③住まい・生活の再建
- ④復興まちづくり計画等の策定

1-2. 事前復興の取組の検討における視点

- ・先行事例等にも示されるように、事前復興における検討においては、以下の5つの視点が重要である。図2-1に各視点の関係を示す。

(1) 事前復興の必要性の気づき

- ・各市町村において、大規模災害が発生した際にも、適切かつ迅速・円滑な復興の実現により、人口流出の防止や地域の維持・活性化等が図られることから、事前復興に取組む必要性を認識し、事前復興の取組を主体的に進めていくことが重要である。
- ・「事前復興計画」は、事前復興の検討結果をとりまとめることにより構成される。事前復興の計画を作ることが目的ではなく、災害発生後のまちの姿を想像した上で、事前に準備しておくべきこと等を検討し、実行していくことが事前復興の取組である。

(2) 行政機能の発揮への備え

- ・災害発生後から復興までには、膨大な行政対応が求められることから、災害発生直後から行政機能が維持・継続されることが重要である。
- ・そのためには、防災対応の拠点となる市町村庁舎が機能することが不可欠であるとともに、初動・応急、復旧、復興の各段階で求められる業務等について、手順の理解や体制構築等に努め、円滑な対応が可能となるよう備えておく必要がある。

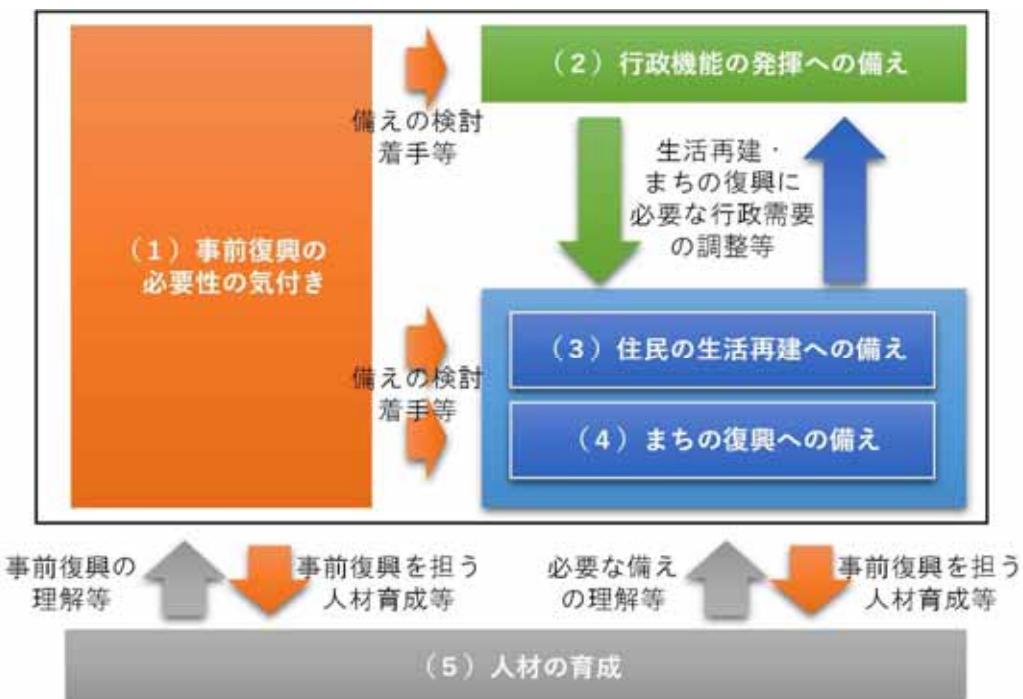


図2-1 事前復興の検討における視点

(3) 住民の生活再建への備え

- ・南海トラフ等の大規模災害が発生した際には、多くの被災者の発生が想定される中で、被災者の住まいや生業の再建への支援等は多岐にわたる。
- ・そのため、災害の発生から復興までの時間経過に応じて、被災者の住まいの変化や生業（仕事）の再建に関する意向を想定し、きめ細やかな支援を行う準備をしておく必要がある。
- ・特に、応急期及び復興期における被災者の住まいの場の選択は、生業の再建に大きく左右されることから、地域産業の復旧・復興に関する備えも重要である。

(4) まちの復興への備え

- ・復興までの期間が長期化すると、被災者の復興への意欲を削ぎ落し、人口流出や地域活力の衰退につながるおそれがある。
- ・災害発生後においても、住み続けたいまちとなるよう、適切かつ迅速・円滑なまちの復興の実現に向けた備えを進めておく必要がある。

(5) 人材の育成

- ・事前復興の取組を進めていくためには、行政職員及び地域住民の事前復興に関する理解を深めていく必要がある。
- ・そのため、対象者や年代に応じた体系的な事前復興の教育・訓練に取組むことが重要である。

1-3. 事前復興の取組の体系

- ・事前復興として必要な取組について、事前復興に関する既往の検討において示された取組等を踏まえて、本手引書での事前復興の取組の体系を図2-2のように整理する。

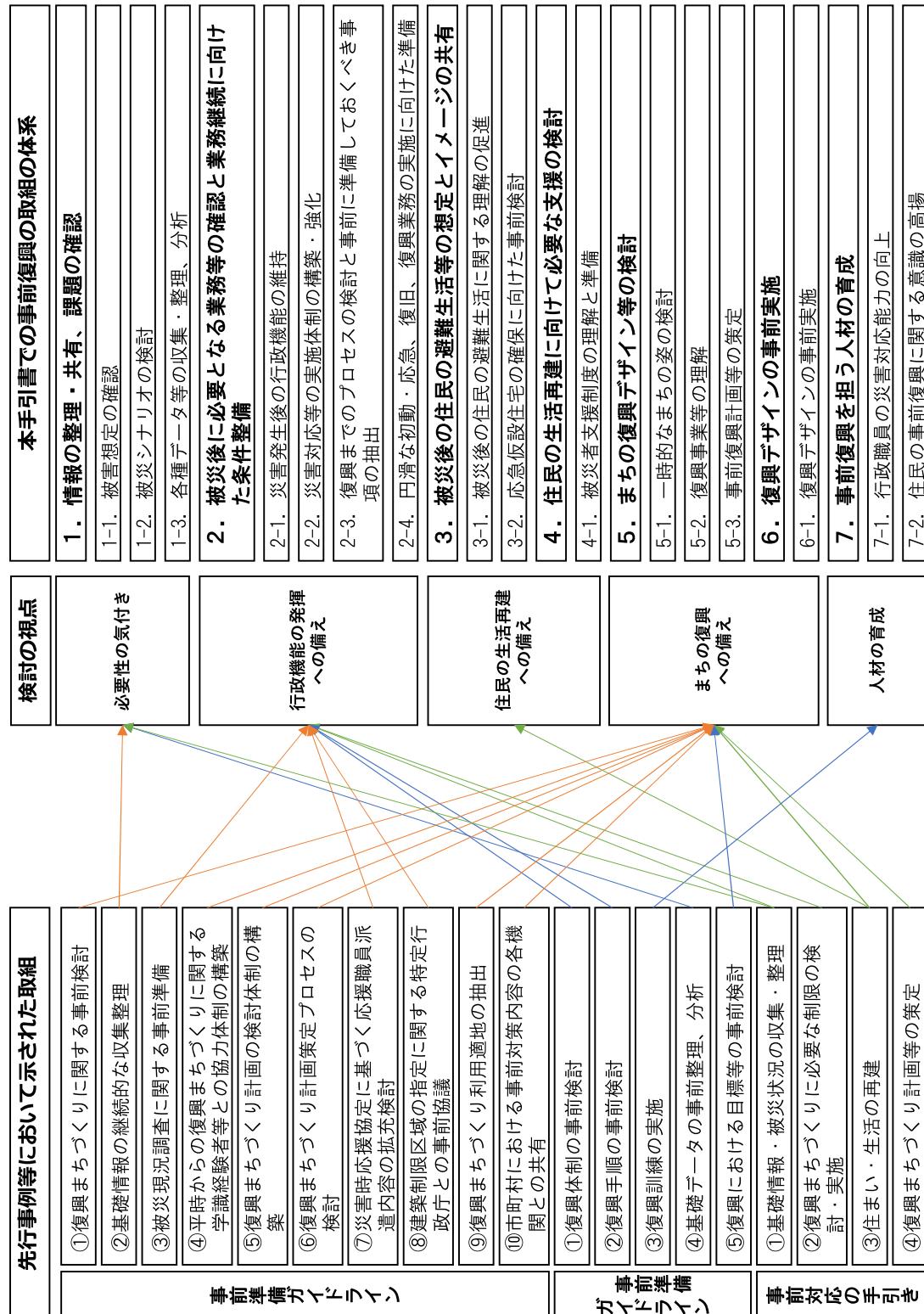


図2-2 本手引書での事前復興の取組の体系

2. 事前復興の取組

2-1. 情報の整理・共有、課題の確認

2-1-1. 被害想定の確認

- ・検討の前提となる被害想定の確認として、各県が公表している南海トラフ地震の被害想定を確認し、自らの市町村で想定される被害を確認する。また、防災マップ等をもとに、津波被害によって甚大な被害を受ける可能性のある市街地・集落等を確認する。
- ・確認に当たっては、災害対応において重要な施設や面的な被害が想定される地域等を明確にすることが重要であり、表2-1に被害想定の確認の視点の一例を示す。

表2-1 被害想定の確認の視点（一例）

| 確認の視点 | 概要 | 検討すべき取組 |
|------------------|--|--|
| 面的な被害の有無 | ・面的な被害を受け、土地の嵩上げや高台移転等の検討が必要な市街地や集落等の確認 | ・安全な住まいの確保（事前及び災害発生後） ・事前復興まちづくり計画の策定 |
| 災害拠点となる施設の被害の有無 | ・市町村庁舎等の災害時の活動拠点となる施設における被害の可能性の確認 | ・庁舎等の耐震化や高台移転等の検討 ・代替施設の確保、代替施設の機能強化 |
| 要配慮者利用施設の被害の有無 | ・要配慮者等が利用する福祉施設等における被害の可能性の確認 | ・避難確保計画※の作成の促進 ・施設の耐震化や高台移転等の促進 |
| 孤立の発生が懸念される地域の有無 | ・地域へのアクセス道路が浸水被害や土砂災害等の災害リスクを有し、孤立する危険性の確認 | ・代替路の確保や情報伝達手段の確保等の孤立対策 |
| 木造住宅等が密集した市街地・集落 | ・木造住宅が密集し、地震火災等による被害の拡大が懸念される地域の確認 | ・住宅の耐震化 ・オープンスペースの確保 ・土地区画整理事業等による面的な整備の検討 |

※平成29年6月の水防法の改正により、避難に時間がかかる要配慮者が利用する施設では、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成・訓練実施が義務化された。

2-1-2. 被災シナリオの検討

- ・地震の揺れや津波により、各分野（例えば：ライフライン、住家、医療、交通等）における被災シナリオを検討し、自らの市町村でどのような状況が発生するかを想像する。
- ・検討に当たっては、各県が公表している被害想定における被災シナリオ、自市町村で策定している国土強靭化地域計画のリスクシナリオを参考にすることが考えられる。

第2章 事前復興の推進

2-1-3. 各種データ等の収集・整理、分析

- ・災害発生後に、速やかに被害状況調査の実施や復興計画の策定等に取組めるよう、自市町村の内外に存在する情報（システム）や復興の計画策定等に必要となる情報を把握し、各種データ等の収集・整理を行う。【表2-2参照】
- ・収集したデータ等のうち、位置情報を有するものについては、GIS（地理情報システム）等による一元的な整理に努める。GISを活用し、人口分布（メッシュ）と災害リスク等の情報を重ね合わせて表示することで、地域の課題抽出やまちづくりの検討等に活用する。【取組事例①参照】
- ・また、災害によるデータの遺失を避けるために、安全な場所でのバックアップデータの保存等を検討する。

表2-2 必要なデータ等の整理（一例）

| 項目 | 必要なデータ等の一例 | 活用方法 |
|------------|------------------------------------|---------------------|
| 被害状況調査 | 地形図、都市計画図 | 被災箇所の整理 |
| | 住宅地図 | 家屋・宅地等の被害状況の整理 |
| | 建物情報（固定資産税課税台帳等） | 家屋の被害状況の整理 |
| | 空家情報 | 倒壊空家の所有者情報の確認等 |
| | 道路、下水道、上水道等の台帳 | インフラ被害の整理 |
| | 防災マップ | 二次災害等の危険箇所の把握 |
| | 事業者情報 | 産業の被害状況の調査 |
| 復興計画等の策定 | | |
| 上位関連 計画 | 総合計画／都市計画マスタープラン | まちづくりの方針等の確認 |
| | 地域防災計画 | 防災・減災に関する方針等の確認 |
| | 人口ビジョン、総合戦略 | 将来人口推計、まちづくりの方針等の確認 |
| | 各種の防災関連計画（災害廃棄物処理計画、応急仮設住宅の建設候補地等） | 応急期の土地利用の想定状況等の把握 |
| 基礎情報 | 人口、産業 | 基礎情報の把握 |
| | 自治会、自主防災組織 | コミュニティの状況等の把握 |
| 土地利用 | 土地利用現況図 | 現況の土地利用の把握 |
| | 公共施設、用地 | 活用可能な施設・土地の把握 |
| | 各種法規制 | 事業不適格地の把握 |
| 災害リスク | 各種ハザード情報 | 災害リスクの把握 |
| | 災害履歴 | 災害リスクの把握 |
| 復興事業の推進 | 地籍調査 | 復興事業等における土地境界の確定等 |
| | 相続登記 | 復興事業等における土地等の活用 |

【取組事例①】情報プラットフォームの整備

- ・愛媛県及び宇和海沿岸の5市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）と、愛媛大学及び東京大学の産学連携による「南海トラフ地震事前復興共同研究」では、情報基盤の構築として「情報プラットフォーム」の整備に取組んだ。



図2-3 情報プラットフォームの整備と活用

【第3章1に詳述】

2-2. 被災後に必要となる業務等の確認と業務継続に向けた条件整備

2-2-1. 災害発生における行政機能の維持

- ・大規模災害が発生した際に、行政機能を維持し、適切な災害対応と行政運営の継続を図っていくための基本として、庁舎の耐震化や津波浸水想定区域からの移転等、耐災害性を高めておく。
- ・また、庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替施設や災害時にもつながりやすい通信手段の確保等に取組む。
- ・災害発生における業務継続を図るため、BCP（業務継続計画）や職員初動マニュアル等の策定に努める。特に、災害発生直後から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくとともに、被災情報の収集や被災者の収容等の多岐にわたる対応が求められることから、BCPや職員初動マニュアル等に基づく訓練等を実施し、職員の災害対応能力の向上等に努める。

【参考】市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月 内閣府（防災担当））

- ・「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月 内閣府（防災担当））」では、業務継続の特に重要な6要素として、以下を定めておくことが示されている。
 - ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ③電気、水、食料等の確保
 - ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ⑤重要な行政データのバックアップ
 - ⑥非常時優先業務の整理

参考 URL : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

第2章 事前復興の推進

2-2-2. 災害対応等の実施体制の構築・強化

①府内体制

- ・ほとんどの市町村で、災害が発生した際又は発生するおそれがある際には、「災害対策本部」を設置し、初動・応急、復旧対策を行うことが地域防災計画に示されている。一方、大規模災害が発生し、復興の取組が必要になった際の府内体制が位置付けられていない市町村が見受けられる。
- ・適切かつ迅速・円滑な復興の実現に向け、事前に復興を進める府内体制を検討しておく。復興の取組は、様々な分野が関係してくることから、府内を横断する統括的な組織の設置が効果的であり、「災害復興本部の設置」や「復興の中心となる組織（課や班）の設置」等を検討する。
- ・なお、復興を担う府内組織を設置し、市町村として復興に取組む姿勢を打ち出すことは、住民が復興の歩みを実感することにもつながると期待される。

②受援体制の強化

- ・災害発生後は、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、外部からの応援職員等を受け入れることが不可欠である。災害時における人的支援については、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われる。
- ・人的資源の確保に向け、災害時相互応援協定の締結等に努めるとともに、受入体制の構築に向けた受援計画の策定等に取組む。

【参考】市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き

(令和2年4月 内閣府(防災担当))

- ・「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和2年4月 内閣府(防災担当)）」では、応援職員等を迅速、的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておくため、事前に準備しておく事項、災害発生時の業務の流れ、受援計画のひな形等が示されている。

■受援体制の整備

- ①府内全体の受援担当者の選定
- ②各業務の受援担当者の選定
- ③応援職員等の受入れ環境の確保（執務スペースの確保、業務に必要となる文具・資機材の準備、宿泊場所）
- ④受援対象業務の整理
- ⑤受援計画の策定と実効性の確保
- ⑥受援に関する費用の整理

参考 URL : http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumu_keizoku/index.html

2-2-3. 復興までのプロセスの検討と事前に準備しておくべき事項の抽出

- ・災害発生後は、非常時の業務対応となり、円滑な業務遂行を図るためにには、いつ、どのような対応が求められるかを理解しておくことが重要である。
 - ・そのため、住まいやまちづくり、生業（産業）、保健・医療・福祉、教育等の各分野で、発災から初動・応急、復旧、復興までのプロセスを検討・整理するとともに、実施に当たって事前に準備しておく事項を抽出する。【取組事例②参照】
 - ・復興プロセスについては、庁内の担当課や役割分担、実施体制、必要人員等についても検討することで、人的資源の不足や確保すべき資機材等の課題が明確になり、その課題を解決するために必要な事項が抽出される。
 - ・このプロセス整理や事前に準備しておくべき事項の抽出については、事前復興に関する訓練や各種の行動マニュアルの策定等を通じて、適宜、修正や更新を行っていくことが効果的である。
 - ・なお、プロセス整理や事前に準備しておくべき事項の抽出結果は、各市町村で作成している業務継続計画（BCP）との整合を図る。

【取組事例②】復興のプロセスと必要な取組の検討

- ・「南海トラフ地震事前復興共同研究」では、「住まい」と「まちづくり（計画と事業）」に主眼を置いた復興プロセスをとりまとめたうえで、事前復興として必要な取組の抽出を実施している。

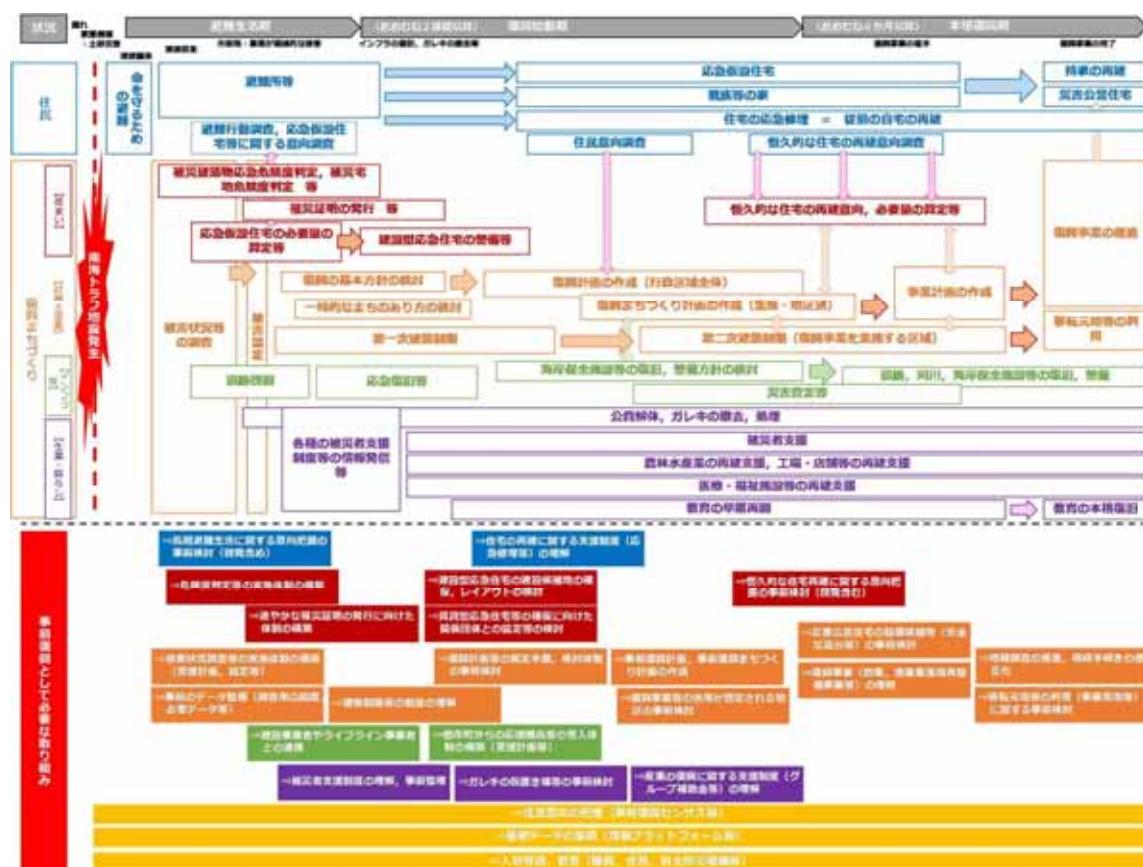


図2-4 復興プロセスに応じた事前復興として必要な選択肢

2-2-4. 円滑な初動・応急、復旧、復興事業の実施に向けた準備

- ・「2-2-3. 復興までの前プロセスの検討と事前に準備しておくべき事項の抽出」の検討を通じて抽出された「事前に準備しておくべき事項」について、具体的な実施方法等の検討を行うとともに、各市町村の組織体制等を踏まえて役割分担や取組の優先順位等を検討する。
- ・事前に準備しておくべき事項としては、以下の事項があげられる。
 - ・復興に取組む体制の事前検討
 - ・被害状況調査の方法、体制の事前検討
 - ・応援職員等の受入体制（受援計画の策定等）の事前検討
 - ・罹災証明発行などの各種行政手続きの方法、体制の事前検討
 - ・道路啓開等の対応（国や県の道路啓開計画の理解、関係機関等との連携）に向けた事前検討
 - ・建築制限等の制度や手順の理解（災害危険区域（建築基準法第39条）、被災市街地における建築制限（建築基準法第84条）、市街地開発事業や土地区画整理事業等の施行の障害となる建築行為等の制限（都市計画法第53条、54条、土地区画整理法第76条））

2-3. 被災後の住民の避難生活等の想定とイメージの共有

2-3-1. 被災後の住民の避難生活に関する理解の促進と意向の把握

①時間経過に応じた避難生活に関する周知・啓発

- ・大規模災害が発生した際には、住家が被害を受け、住まいの場を失う被災者が多数発生することが想定される。住家を失った被災者は、指定避難所や応急仮設住宅等での長期避難生活を強いられることになる。
- ・災害発生後に、住民自らが、状況に応じた避難生活の場を選択できるよう、避難生活のパターン等の周知・啓発に取組む。【取組事例③参照】

【取組事例③】事前復興ワークショップを通じた避難生活のパターンの周知

- ・「南海トラフ地震事前復興共同研究」では、愛媛県西予市の明浜地区にて事前復興ワークショップを実施し、時間経過に応じた避難生活の場等についての説明を行い、理解を深めたうえで、どのような生活を想定しているかについて把握した。避難所や応急仮設住宅、生活再建の場所について、地区外への流出やそれぞれの選択における課題、必要な支援等について検討した。



図 2-5 災害発生から生活再建までの住まいの場の選択

②時間経過に応じた避難生活に関する意向把握

- ・被災した後の生活の場について、住民の意向を事前に把握することで、災害後において必要となる「応急仮設住宅の必要戸数」や「復興における住宅団地や災害公営住宅等の規模」等の事前検討における根拠（初期値）として活用することが可能となる。
 - ・そのため、「避難期（指定避難所等）」、「応急期（応急仮設住宅等）」、「復興期（住宅の再建等）」等の段階に応じて、住民が想定している生活の場に関する意向調査の実施を検討する（取組事例④、⑤参照）。調査に当たっては、生活の場の選択肢等に関して住民の理解を深めた上で、災害規模等の条件設定を明確にして行うことが重要である。また、調査の実施が住民の避難生活に関する理解の促進にもつながることが期待される。
 - ・なお、調査の結果は、あくまでも住民一人一人が、平常時において想定している回答であり、災害の発生時期や規模等によって住民の意向が変わることが想定される。そのため、災害発生後には、複数回の意向調査を実施すること、意向の変化を踏まえて柔軟な計画の見直し等が必要となることに留意する必要がある。

【取組事例④】事前復興ワークショップを通じた避難生活のパターンの周知

- ・「南海トラフ地震事前復興共同研究」では、愛媛県内の沿岸市町を対象に「事前復興センサス」を実施し、住民の避難生活における行動パターンの調査を行った。



図 2-6 事前復興センサスによる再建意向の調査

〔第3章2に詳述〕

【取組事例⑤】事前復興まちづくりに関するアンケート

- ・徳島県美波町では、地震発生から復興までの町民の意向を把握し、事前復興まちづくりの基礎資料とするため、アンケート調査を実施した（平成26年11月）。1次避難⇒2次避難⇒応急期⇒復興の時間軸に応じた住民の行動や意向を調査した。

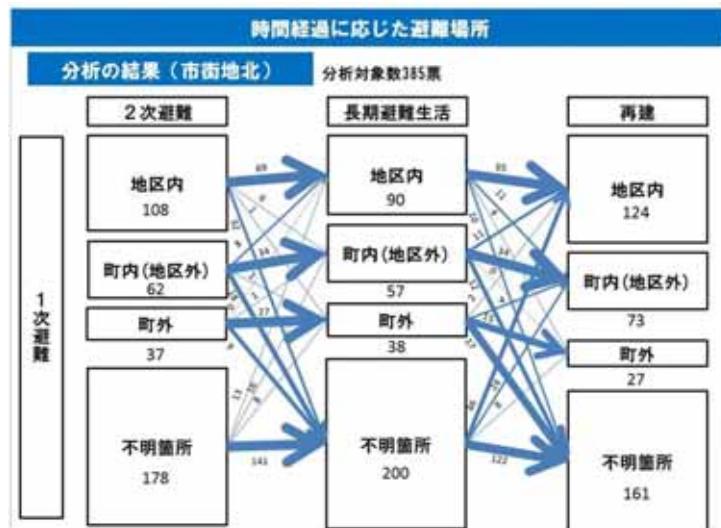


図2-7 時間経過に応じた生活の場

2-3-2. 応急仮設住宅の確保に向けた事前検討

- ・住家を失った被災者に対して、速やかに応急仮設住宅の供与ができるよう、建設型応急住宅の建設候補地の事前検討や民間賃貸住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）の確保等に取組む。
- ・東日本大震災の際には、応急仮設住宅の確保が急がれ、復興における恒久的な住宅再建の場として望ましい場所に応急仮設住宅が建設されたという課題があげられており、応急期と復興期に必要となる土地について、それぞれ利用される期間等も踏まえながら調整して検討する必要がある。
- ・また、応急仮設住宅は、一時的な「仮の住まい」ではあるものの、2年間もしくはそれ以上の期間の生活となることが想定され、コミュニティや生活利便性の確保等に配慮する必要がある。

2-4. 住民の生活再建に向けて必要な支援の検討

2-4-1. 被災者支援制度の理解と準備

- ・被災者支援制度は、災害発生後に必ず必要となるものであり、災害発生後の混乱した状況下においても、住民に対して適切な情報提供を行い、必要な手続き等を進めていく必要がある。
- ・そのため、災害発生から復興までの間、速やかかつ的確な被災者支援を行えるように、各種の被災者支援制度を事前に整理しておく。
- ・被災者支援制度の整理を行うことで、市町村の職員が理解を深めるとともに、住民に対して整理した情報を発信することで、速やかな生活再建への一助となることが期待される。【取組事例⑥参考】

【取組事例⑥】被災者支援制度の整理と住民への啓発

- ・徳島県美波町では、被災した際の生活再建等に活用可能な支援制度等を整理し、事前復興に関するワークショップにおいて住民に情報提供を実施した。
- ・住まい、資金、要配慮者、仕事、子ども・教育等の再建に関する各種の支援制度を整理している。

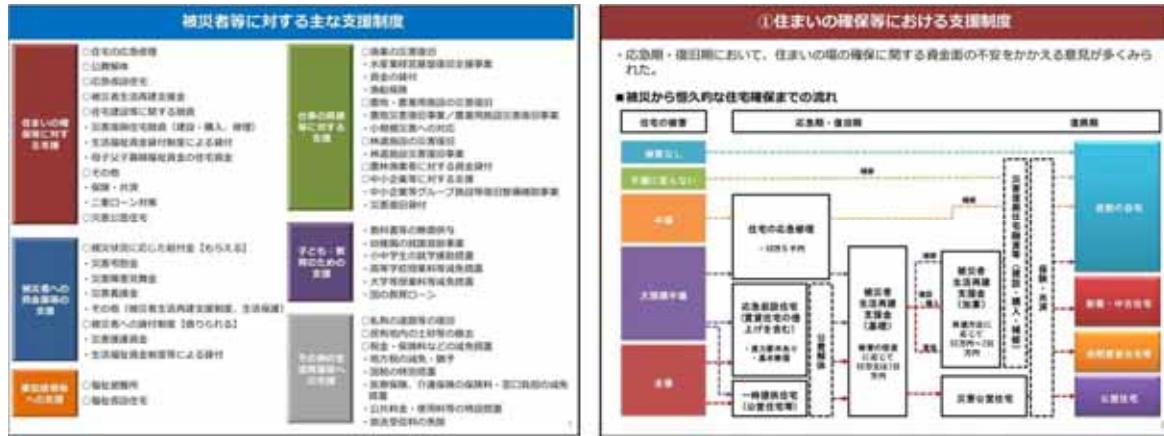


図2-8 被災者支援制度の整理

2-5. まちの復興デザイン等の検討

2-5-1. 一時的なまちの姿の検討

- ・大規模な災害が発生した際には、災害発生からまちの復興までの間に、住民の一時的な住まいとなる応急仮設住宅やガレキの仮置場等、応急・復旧対応等において、一時的にまちの空間を確保する（以下、「一時的なまち」と称す。）必要がある。
- ・災害発生後の混乱した状況下にて、各種の土地・施設を選定することは困難であることから、一時的なまちにおいて必要となる施設・土地等を想定し、事前に候補地等を検討しておく。【取組事例⑦参照】
- ・なお、一時的なまちの利用が、復興における土地利用の支障（例えば、住宅の再建場所に応急仮設住宅を建設する等）とならないように、復興における土地利用等を見据えておくことが重要である。

【取組事例⑦】応急期機能配置計画の作成

- ・高知県では、応急・復旧期において必要となる土地として、高知県内全市町村にて、以下の機能に関する候補地等の事前検討を行っている。
- | | |
|--------------|---------------------------|
| ①応急救助機関の活動拠点 | ⑥仮埋葬地 |
| ②避難所 | ⑦ライフライン機関のベースキャンプ及び資機材置き場 |
| ③医療救護所 | ⑧応急仮設住宅建設用地 |
| ④市町物資集積所 | ⑨災害廃棄物仮置場 |
| ⑤遺体検案・安置所 | |

2-5-2. 復興事業等の理解

- 速やかな復興の実現を図るために、東日本大震災からの復興等において活用された事業や制度等の理解を深めておくことが、復興まちづくりにおける検討と実行への備えとして重要である。

①市街地や集落の復興に活用された事業

- 東日本大震災からの市街地や集落の復興では、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、漁業集落環境整備事業をはじめ、様々な事業が活用され、高台移転や土地の嵩上げ等を行い、安全な居住地の確保が進められた。
- 復興事業について、事業の内容や採択の要件等について確認し、自市町村において甚大な被害を受け、面的な整備の検討が必要な市街地・集落において、活用可能な事業の想定等を行う。
- なお、面的な整備の検討に当たっては、東日本大震災で被災した市街地や集落の復興パターン等も参考にしながら検討を行う。

【参考】被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）（平成24年4月 国土交通省 都市局）

- 「被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成24年4月 国土交通省 都市局）では、東日本大震災で被災した市街地や集落の復興パターンについて、居住地に着目した分類としてA～Eの5つのタイプが示されている。

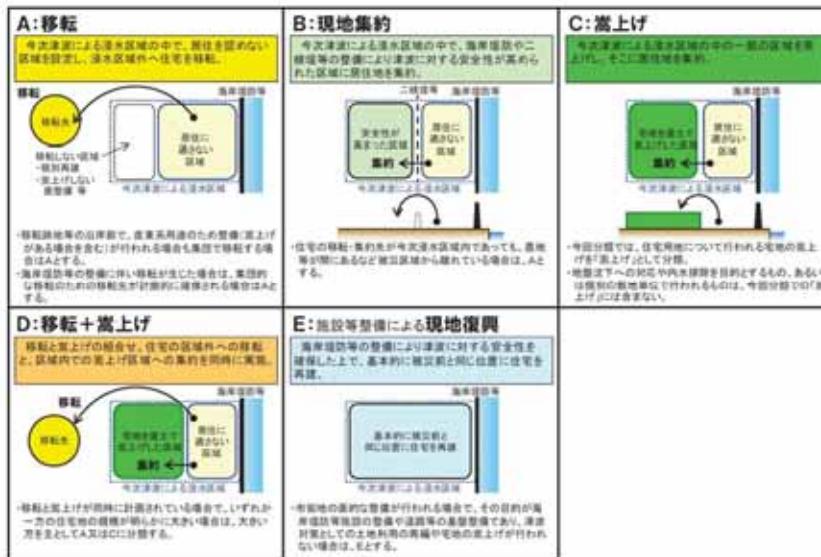


図2-9 復興パターン

参考 URL : <https://www.mlit.go.jp/common/000209868.pdf>

②海岸堤防等の整備と災害危険区域の指定

- 災害危険区域は、危険の著しい区域を市町村が条例で定め、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限であり、市街地や集落の復興デザインに大きな影響を与える。そのため、海岸堤防等の整備のあり方も含めて津波浸水想定区域を設定し、災害危険区域の指定の方針等を事前に検討しておく。

- ・東日本大震災の復興では、L1津波に対応した防潮堤の整備を基本に、今次津波又は津波シミュレーションの結果に応じて、浸水想定区域全域又は浸水深に応じた災害危険区域を設定している。
- ・海岸堤防等の整備水準は、「比較的発生頻度の高いL1津波」からの防護が基本になるが、日常生活や沿岸環境への影響、避難対策等の取組状況、住民意向等を総合的に考慮して設定することが必要である。特に、海岸堤防等の整備については、地域住民との合意形成に時間を要することが想定される。そのため、平時から災害発生後の海岸堤防等の復旧・新設等による効果と影響について説明を行いながら、地域の状況に応じた整備方針等を検討する。
- ・また、災害危険区域の指定は、市街地や集落の復興デザインに大きな影響を与えるとともに、住民の建築行為等の制限をかけるものであることから、平時から周知・啓発を図り、災害発生後の指定のあり方等について検討する。
- ・なお、防災集団移転促進事業の移転促進区域は、災害危険区域に指定することが宅地等の買取に対する国庫補助の要件となることから、事業の活用も見据えて検討を行うことが重要である。

2-5-3. 事前復興計画等の作成

- ・「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、特定大規模災害により被害を受けた市町村は「復興計画」を作成することができる。
- ・適切かつ迅速・円滑な復興の実現を図るために津波により甚大な被害が生じ面的な整備が必要となる市街地や集落において、平時から復興後のまちづくりを想定し、被災後に市町村に策定が委ねられる「復興計画」の基礎となる「事前復興計画」の検討を予め進めていくことが重要である。
- ・特に、被災後のまちの復興デザインを事前に検討し、住民とイメージを共有しておくことで、復興期間の短縮やより良い復興の実現等が期待される。

【第4章に詳述】

【参考】

本手引書では、「復興まちづくり」と「復興デザイン」を以下のように定義する。

「復興まちづくり」の定義

「復興まちづくり」とは、大規模災害で失われた「まち」の機能を取り戻し、さらに新たに創出すること。住民の生活再建のためになされるもので、住民と行政及び社会の協働、市街地や集落等の地域特性に配慮することが求められる。「事前復興まちづくり」については、被災後の対応に加え、被災前のまちづくり（復興の事前実施、防災・減災の上乗せ）を進め、災害に強いまちの実現を目指すことも含まれる。

「復興デザイン」の定義

「復興デザイン」とは、大規模災害からの被害の軽減や復興を支えること、災害という非日常と日常とをつなぐこと、社会が抱える課題（少子高齢化、地方の人口流出、経済停滞などの進行性のリスク）への対処も踏まえること、それらの具体的な問題を解き明かすために思考・概念の組み立てを行う取組をいう。多様な主体と協働し、都市・地域・コミュニティ・国土レベルで独創的かつ展開可能な空間モデルを構築することである。

2-6. 復興デザインの事前実施

2-6-1. 復興デザインの事前実施（先取り）

- ・復興デザインの検討結果や事前復興計画の策定等に基づく施策・事業等については、発災前と発災後に取組めることに区分し、発災前に取組めることは先行的に事前実施に努める。
- ・例えば、災害時の対応拠点となる庁舎が津波浸水想定区域内に位置する市町村においては、庁舎の高台移転等の検討とあわせて、安全な代替施設の確保や代替施設における機能強化等の実行でできる施策・事業を推進していくことが重要である。
- ・なお、災害時の対応拠点となる庁舎の高台移転については、四国管内でも先行事例が取組まれている。【取組事例⑧参照】

【取組事例⑧】 庁舎の高台移転

- ・高知県黒潮町では、道路事業で移転が必要となった庁舎の高台移転を実施（平成30年1月に開庁）した。庁舎の高台移転とあわせて、防災広場の整備や公営住宅の建替え等も実施した。
- ・高知県中土佐町では、津波浸水想定区域にある庁舎や消防分署、保育所の高台移転を実施した。庁舎は、令和3年1月に開庁した。



図2-10 庁舎の高台移転（左：黒潮町、右：中土佐町（町HP参照））

2-6-2. 復興デザインの関係機関との共有

- ・復興デザインの検討においては、道路や河川、海岸堤防、鉄道等のまちの骨格を形成する社会基盤の復旧・復興のあり方が重要となる。復興デザインの検討及び事前（先取）実施においては、国や県、公共交通機関等の関係機関との連携・調整が不可欠であり、復興デザインに関する情報共有等が重要である。
- ・また、四国8の字ネットワークとして、現在、高規格道路の計画・整備が進められている地域では、高規格道路の整備による多重防御や避難施設としての活用、防災拠点とのアクセス性の確保等を検討し、関係機関に対しめざすまちづくりの姿を提示していくことも重要である。

2-7. 事前復興を担う人材の育成

2-7-1. 行政職員の災害対応能力の向上

- ・行政職員は、災害発生直後から復興までの期間、被災者の自立支援や市街地・集落の復興まちづくりの検討等の様々な役割を担うこととなり、実践的な訓練教育が重要になる。

- ・職員一人一人の復興に関する理解や知識を高める研修等への参加、災害時相互応援協定等における積極的な職員の派遣等を通じて、大規模災害への対応能力の向上に努める。
- ・行政職員の災害対応能力の向上に向けた教育・訓練プログラムは、市町村の職員構成やまちの特性等を踏まえ、独自性を加味したうえで、継続的な実施と内容の更新（段階を踏んだ訓練）を重ねることが重要である。

【参考】復興まちづくりイメージトレーニングの手引き（平成29年5月 国土交通省 都市局）

- ・大規模な災害が発生した際、住民の生活再建と被災市街地の抱えている状況の両方を考えつつ、復興まちづくり計画を策定する「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き（平成29年5月 国土交通省 都市局 都市安全課）」が公表されている。

参考 URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html

2-7-2. 住民の事前復興に関する意識の高揚

- ・大規模災害からの復興は、住民と行政の協働での取組が不可欠であり、住民においても避難から復興までの流れを理解しておくことが重要である。
- ・そのため、小学生から高校生までの子ども世代が学ぶ「学校教育」、地域の大人口世代が学ぶ「住民ワークショップ」等の取組を進めていくことが必要である。【取組事例⑨参照】

【第3章3に詳述】

【取組事例⑨】事前復興に関するワークショップ

- ・南海トラフ地震事前復興共同研究では、災害発生から復興までの期間における住民の生活の場等を確認し、復興のまちの姿を検討する事前復興WSを開催した。



| | メインテーマ | サブテーマ | 主な内容 |
|-------|-------------------------|---------------------------|---|
| 第1回WS | 命を守る | 自宅・地域における災害リスクを知る | <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波のおそろしさを知る（動画の視聴を含む） ・自宅・地域における災害リスクを確認する |
| 第2回WS | | 避難路の阻害要因や緊急避難場所の課題と対策を考える | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・避難経路の阻害要因や避難場所の課題の確認 |
| 第3回WS | 生活再建 復興まちづくり | 避難所や応急仮設住宅等での生活を考える | <ul style="list-style-type: none"> ・命が助かった後の行動（避難所等→応急仮設住宅等→住宅の再建等）等を想像する |
| 第4回WS | | 住宅再建・まちづくりについて考える | <ul style="list-style-type: none"> ・災害から守りたいもの、災害があっても取り戻したいもの ・自宅・集落の再建方法（住まいの場）を考える ・地域の宝を守るために復興まちづくりを考える |

図2-11 事前復興に関するワークショップの開催事例

第3章 事前復興の基盤づくり（取組例）

1. 災害リスク情報等の集積と活用（災害リスク情報プラットフォーム）

1-1. データ整備の必要性

- ・過去の大規模災害の教訓や現在のデータ整理方法等の課題として、以下のようなことが挙げられる。
 - ✓ 紙媒体等で蓄積されていた基礎データの多くが津波とともに流出
 - ✓ 個別システムのために必要な多種の情報が即時性をもって利用困難
 - ✓ 必要な測量データの更新不足、地籍調査の未実施
 - ✓ 市町村や県等の行政間におけるフォーマットの相違
 - ✓ 統合型 GIS 等の整備の遅延
- ・情報の損失や不足、システム整備の遅れは、災害発生後の復興の取組等の遅れに直結することから、復興に関わる基礎データ等の集積を図る情報システムの整備が重要となる。
- ・また、そのような情報システムの整備は、災害発生後の活用のみならず発災前における復興の事前準備として、防災・減災のための行政訓練や住民ワークショップなどへの活用も視野に置くことが望まれる。

1-2. 具体的な取組

- ・大規模災害に備え、平時から基礎データの整備や更新等行っておくことが重要である。具体的な取組としては、以下が挙げられる。

（1）必要な基礎データの把握と整備状況の確認

- ・事前復興（復興の事前準備）や災害時の対応に必要となる基礎データの洗い出し、整備状況の確認
- ・データ整備状況の一覧表の作成（データの有無、範囲、更新状況、バックアップ、データ形式、データ管理者等）

（2）不足している基礎データの追加、継続的な更新

- ・基礎データ整備状況の一覧表に基づき、不足しているデータの追加（追加するデータは、優先順位をつけて計画的に補充することが望ましい）
- ・基礎データの継続的な更新（データの更新計画を作成し、計画的に整理して管理しておく）
- ・基礎データのデータ形式について、アナログ（紙台帳）のものはデジタル化を進める

（3）基礎データのバックアップ（システム）の作成

- ・データのバックアップについて、民間企業等への保管（クラウド環境の利用）の検討
- ・民間企業等に保管する場合は、被災時のデータの受取り等について一定の規定を定める

（4）データ管理規定の作成

- ・データの使用に関する承諾やデータ利用範囲等について定めた「データ管理規定」の作成（特に、個人情報の範疇となる固定資産課税台帳や地籍調査情報等の土地の所有権などに関するデータに関しては、閲覧者や内容に制限を設けることも検討）

（5）被災現況調査データの事前検討

- ・災害の痕跡確認や早期復旧の観点から、調査の内容・手法・整理フォーマット・工程等の事前検討
- ・調査の対象としては、被災した居住地（建物）・公共インフラ・公共建築物・ライフライン・避難行動等を想定

（6）被災状況調査の発注方法と事前協定の検討

- ・調査会社への発注方法や発注先などの事前検討
- ・大学等との協定締結の検討

（7）情報プラットフォーム（情報基盤）の構築と活用

- ・関係者が横断的に情報を共有する環境として、各種のデータを統合利用する「情報プラットフォーム」の構築の検討
- ・各種情報の一元化とGISソフト等による可視化を基本に、データの集積と地図情報のデータベース化、必要に応じた分析などを行う仕組みの構築の検討
- ・「事前復興」における地域デザインの検討、住民ワークショップにおける災害危険性と避難行動の可視化（効果的学習の補助）などへの活用
- ・「復興」において基盤となる情報の蓄積と提供、災害状況調査等情報の集積と復興事業の進捗管理等、迅速かつ円滑な復興のための活用

1-3. 災害リスク情報プラットフォームの構築

- ・愛媛県及び宇和海沿岸の5市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）と、愛媛大学及び東京大学の産学連携による「南海トラフ地震事前復興共同研究」では、情報基盤の構築として「情報プラットフォーム」の整備に取組んでいる。
- ・以下に、情報プラットフォームの概要を示す。

（1）情報プラットフォームに集積するデータ

- ・情報情報プラットフォームに集積するデータは、①地図情報、②インフラ情報、③まちの基礎情報、④防災情報の4つに分類される。各データの一覧を表3-1に示す。

表3-1 情報プラットフォームの集積データ（例）

| 番号 | データ種別 | データ管理者 | 細目 |
|----|--------------------|-----------------|---|
| 1 | 地図情報 | オープンデータ | <ul style="list-style-type: none"> ・基盤地図情報（国土地理院） ・OpenStreetMap（OSM財団） |
| | | 自治体、民間 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図、砂防基盤図、各種台帳図など（自治体） ・住宅地図（民間） |
| 2 | インフラ情報 (公共施設情報) | オープンデータ、 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（学校、公民館、役場、病院など） ・道路網図（DRM、自治体作成の網図） ・各種台帳情報（道路、河川、橋梁、漁港など） |
| 3 | 広域計画情報 | 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域、都市計画道路等 ・立地適正化計画資料 ・用途地域・都市計画基礎調査 |
| | 歴史資料 | 自治体、資料館 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域形成史誌（市史・町史など） |
| | 統計情報 | オープンデータ、 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・メッシュ人口、人口世帯情報 ・産業統計情報など |
| | 土地情報 | 法務局、自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・地籍図（画地、道、水路）・公図（和紙） ・登記情報（全部事項、閉鎖登記、土地台帳） ・土地所有者不明土地（未相続、境界未定など） ・開発行為の支障要因（保安林・埋蔵文化財など） |
| 4 | 建物情報 | 法務局、自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物ポリゴン（建築年次・階層など） ・空家情報・建築確認申請台帳・建物登記情報 |
| | 地盤情報 | オープンデータ 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・地質図・ボーリングデータ |
| | 防災情報 | 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域 ・津波シミュレーション（アニメーション等） ・土砂災害危険箇所（急傾斜、土石流、地すべり） ・土砂災害警戒区域（警戒・特別警戒） ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域 ・液状化危険度区域 ・過去の災害発生箇所 ・避難所（福祉避難所、指定避難所） ・避難場所（指定避難場所、緊急避難場所） ・応急仮設住宅候補地 ・災害がれき置き場候補地 |

（2）情報プラットフォームの構成

- ・情報情報プラットフォームは、以下の構成・仕様を目指して検討が進められた。【図3-1 参照】
 - ✓ 国、県、市町村、民間等が個別に作成した既存のデータ及び発災後の被災状況の調査データなどを各機関が共有するための情報の一元化を行う。
 - ✓ 一元化した情報は、GIS等により空間情報の可視化を可能とする。
 - ✓ 事前復興センサス（住民アンケート調査）による住民の日常行動データや仮想避難データ、住宅再建意向データなど、被害推計や復興における基礎となる情報も蓄積する。
 - ✓ 蓄積したデータは、避難シミュレーションや津波シミュレーションとの連動も想定する。

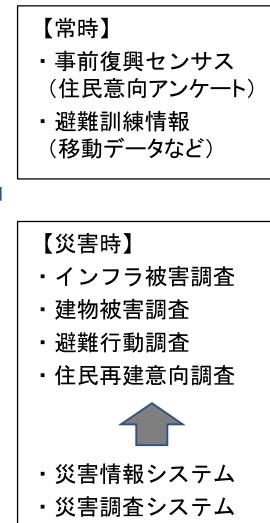




図 3-1 情報プラットフォームの構成と活用イメージ

(宇和海沿岸地域「南海トラフ地震事前復興共同研究」より)

(3) 情報プラットフォームの活用

- ・情報プラットフォームは、被災地の復興計画の策定等を支援するための基礎情報を提供することのほかに、住民ワークショップや、被害状況調査や復興進捗管理等への活用を想定している。

①住民ワークショップへの活用

- ・住民ワークショップ等において、地域の災害リスクを理解するための学習等に活用する。【図 3-2 参照】
- ・一例として、住民の避難行動と津波シミュレーションのデータを重ね合わせた可視化を示す【図 3-3 参照】。このような機能の補助的活用により、地域住民の危機意識の向上等に寄与する。

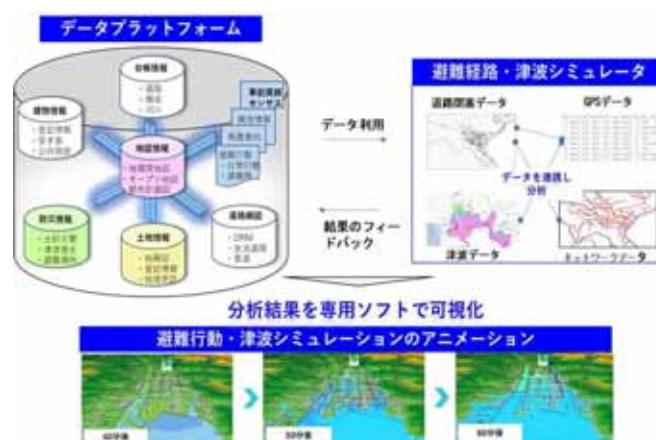


図 3-2 情報プラットフォームによる津波の可視化
(宇和海沿岸地域「南海トラフ地震事前復興共同研究」より)



図3-3 避難シミュレータと津波データの時刻同期アニメーションによる可視化

②被害現況調査と復旧・復興進捗管理への活用

- ・大規模な災害が発生した際には、被災箇所等が膨大な数にのぼるため、災害の記録を正確に残し、調査の重複を避け、調査内容を共有し、復旧・復興を迅速に進める必要がある。そのため、情報プラットフォームの被害状況調査や復旧・復興の進捗管理への活用を図る。
 - ・図3-4と図3-5は、平成30年7月豪雨災害において西予市の被害状況調査の結果をもとに、被災位置、被災番号、被災地先、路線・河川名等の被害データを一元的に整備した事例である。このような一元化したデータの構築により、復旧・復興に携わる関係者が横断的に情報を共有することが可能となり、復旧・復興の迅速な対応に寄与することが期待される。

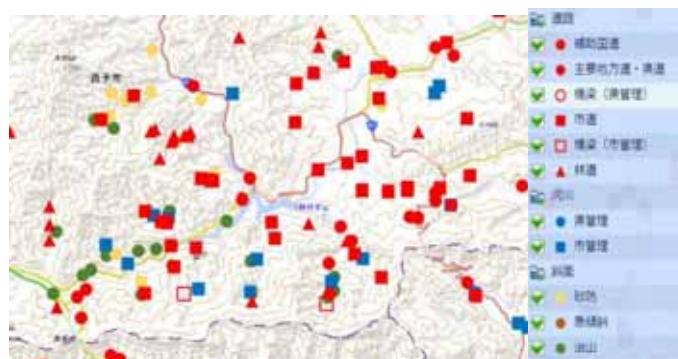


図 3-4 インフラ被害位置の可視化



図 3-5 インフラ被害情報の表示

2. 住民の避難行動と住宅再建に関する調査（事前復興センサス）

2-1. 事前復興センサスの位置づけ

- ・「事前復興センサス」は、事前復興の定量的な知的基盤の構築を目的として提案するものである。
- ・住民が被災した場合を想定した仮想の避難行動、希望する居住の条件と勤労の場所等の意向について、「事前復興センサス」（住民アンケート調査）にて把握を行う。事前に意向を把握することで、避難行動と居住地選択行動の調査・分析を行うための基礎データとして活用し、事前復興事業等の優先順位を決定する判断材料となる。
- ・また、「事前復興センサス」は、実際の発災時に行われる応急仮設住宅の入居意向や住宅の再建方法等に関する住民意向調査の予行ともする。

2-2. 事前復興センサスの実施方法

（1）調査の目的

- ・事前復興センサスは、南海トラフ地震などの大規模災害が起こることを想定した上で、市街地や集落の復興計画づくりを事前に行うこと（事前復興計画の策定）を目的に実施する。

（2）対象とする災害と調査エリア

- ・事前復興センサスでは、地域が想定する最大規模の災害（L2津波）と、既往第二位相当の災害（L1津波）を想定する。
- ・津波被害が想定される地域においては、浸水想定区域だけでなく、区域外も含めて世帯単位で調査を行うことが望ましい。これは、市街地の重心（中心部）の移動を考える際に、非被災エリアにおける用地取得が必要になること等から、避難と被災後の居住地選択について、発災・復旧・復興の段階ごとにシナリオを設定する。

（3）調査内容

- ・事前復興センサスの調査項目を表3-2に示す。
- ・調査項目は世帯条件と住宅再建に関する事項、及び個人に対する平時の行動と避難行動が主となる。

（4）調査方法

- ・対象者や予算などにより、郵送調査、訪問留置調査、Web調査などより選択する。

表3-2 事前復興センサスの調査項目

| 調査票 | 項目 | 設問内容 |
|-----|------------|---|
| 世帯 | 家族について | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯住所 ・自動車保有台数 ・世帯構成（続柄、性別、年齢、職業、避難支援の必要有無） |
| | 現在の住まいについて | <ul style="list-style-type: none"> ・所有形態（持ち家、借家） ・築年数、建物構造、間取り |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害について不安に思っていること、地域の課題（自由回答） |
| | 再建意向 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険加入有無 ・世帯年収 ・勤労継続の意思、継続する場合の場所 ・復旧期の希望居住形態 ・復興期の希望居住形態 ・最終的な恒久住宅の希望 |
| 個人 | 平時の行動について | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務、通学先 ・平均的な一日の行動（時間、活動内容、誰と、場所） |
| | 避難行動について | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の認知、避難する予定の避難場所 ・予想津波浸水範囲 ・予想津波到達時間 ・避難開始前に行うと考えられる行動 ・避難場所に到着するまでの行動、経路 ・混雑が予想される道 |

2-3. 事前復興センサスの活用

- 「事前復興センサス」の目的は、避難計画や防災・減災の事前復興計画を評価し成功させるために、避難者の行動原理を正しく把握し、避難行動原理（モデル）に基づいて計画の効果を評価するシステムを構築し、情報プラットフォームとの連携により「適切な防災戦略とまちづくりの創造」を目指すことがある。

（1）事前避難計画の立案

- 津波襲来に対する住民の避難行動（意識）を把握するとともに、東日本大震災において東北地方の住民が実際に避難した行動原理（モデル）との対比より、避難訓練の課題を明確にする。
- また、避難行動の調査により、住居から緊急避難場所までのルート等を把握することで、避難者が集中する避難路や避難場所等の改善すべき目標像を明確にする。これより、対策が必要な箇所等の検討を可能とし、事前実施する事業の検討及び効果確認に活用する。【取組事例⑩参照】

（2）事前再建計画の立案

- 災害発生後には人口の流出等が生じる可能性があり、事前復興センサスにて、応急期や生活再建の場を調査しておくことで、復興における市街地や集落再建の規模感を確認することができる。
- また、復興までの期間と支援のあり方、及び生業（仕事）の復旧・復興の状況によって生活再建意向の違いを調査することで、人口の流出防止に効果的な施策（支援等）の検討につなげていくことも期待される。

【取組事例⑩】避難行動のモデル化と事前復興計画への応用

- 避難計画や防災・減災の事前復興計画の事業効果を検討するために、避難行動原理（モデル）に基づいて計画の効果を評価するシステムの構築が進められている（東京大学社会基盤工学科、2020）。

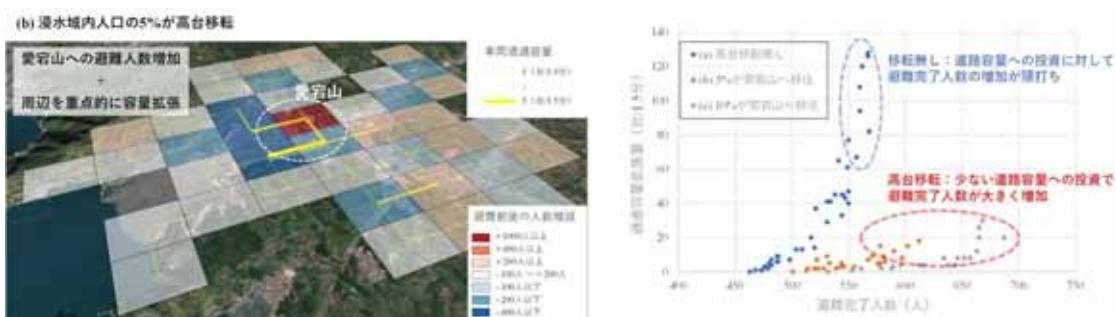


図 3-6 投資レベルに対する避難成功への効率性の評価（事例）

3. 住民合意形成への学習（学校教育と住民ワークショップ）

3-1. 事前復興教育の必要性

- ・大規模災害に陥ったときに迅速に即効性をもって復興に移行するための体制を備えておくことは、事前復興に欠かせない要素である。その課題の一つとして、災害の当時者となる地域の人々が防災と復興の知識を学び、新しいまちづくりの姿を共有することにある。
- ・「防災教育」はソフト的に人命を守ることにつながるが、「事前復興教育」は避難から復興までのハード・ソフトの両面を支える人的な基盤の構築である。大規模災害からの復興は、被災者となった住民の生活再建のためにあり、住民と行政そして社会との協働と連携が求められる。
- ・その土台として、「事前復興教育」は防災から復興までに立ち向かう知力と実行力（人材）を育むものであり、全世代にわたり地域でともに学び考えるための教育は事前復興の計画と実行のために不可欠な要素である。

3-2. 教育の地域内連携と融合

- ・事前復興教育は、地域の“住民”と“行政”，そして全世代がつながる学びとなることが重要である。また、各世代が段階的に学ぶとともに、各世代が集い互いに学び合う世代間融合型学習の場を提供することも、地域コミュニティの形成の一端として必要とされる形である。
- ・それは、地域の小学生から高校生までの子供世代が学ぶ「学校教育」、地域の大人口である住民が学ぶ「住民ワークショップ」、そして被災者に対する生活再建の支援と復興まちづくりに携わる行政に対する「行政職員トレーニング」の3つの教育（訓練）として示される。【図3-7 参照】

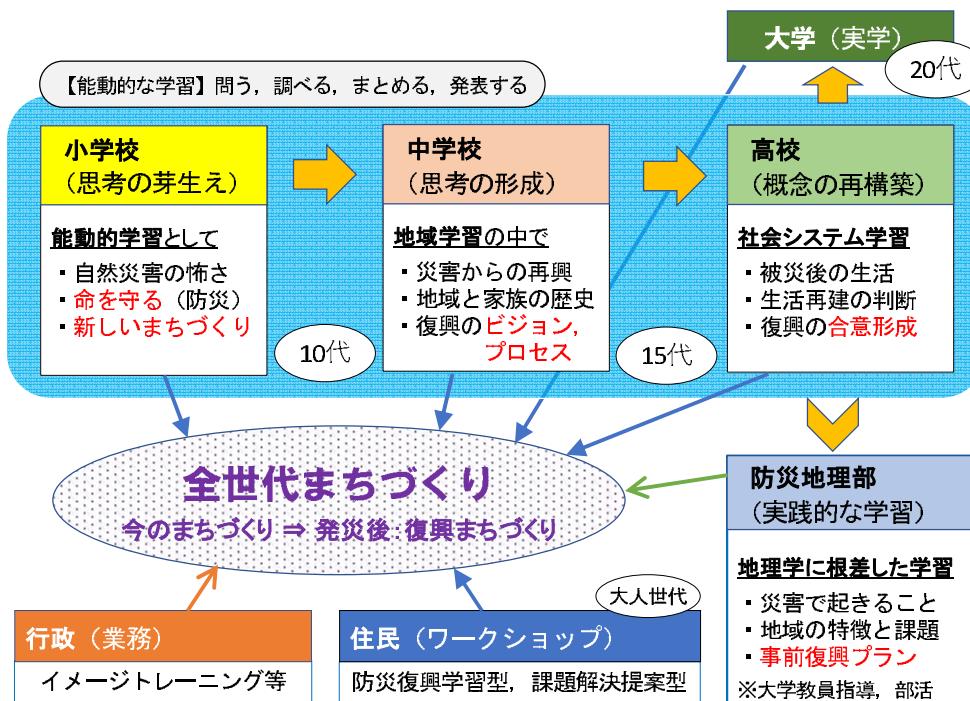


図3-7 事前復興教育の地域内連携イメージ

3-3. 事前復興に関する教育の体系化の一例

（1）学校教育

- ・小中高校生への学校教育のプログラムは、今の子供たちが人生の中でいつの日か南海トラフ地震に遭遇する当事者になることを想定している。よって、人生を歩むために必要な資質を養うことを目的とする通常の学校教育カリキュラムの中に、事前復興につながるテーマを加える。
- ・小学生には“思考の芽生え”として、ハザードとまちの重なりが災害になるという視点に立ち、まちの大切なものを調べ、それが失われる可能性と新たなまちづくりを考える学習とする。【図3-8 参照】
- ・中学生には“思考の形成”として、地域学習の中で「復興まちづくりのビジョンとプロセス」（復興で大切にしたいもの、郷土と自分、身近な被害からの再建）を考える。
- ・高校生には“概念の再構築”として、避難から復興までのプロセスを事前学習したうえで、社会システム学習の中で「復興の合意形成」をロールプレイング・ディスカッションを通して疑似的に体験する。【図3-9 参照】
- ・これらを、3～4時間限を最少の授業時間として通常のカリキュラムに負荷を与える付加する（中小学生は総合的な学習の時間を、高校生は令和3年度より必修化される地理総合科目を充てるとも想定）。このようにして、子供時代を繋ぐように“段階的な基礎学習”と“疑似的な体験学習”を重ねることで、自身が大人世代となっても、いつかその日に命をまもり、大災害へ立ち向かう力となることを目指す。



図 3-8 事前復興教育（小学生）の学習課題（災害発生の見方）



図 3-9 事前復興ロールプレイング・ディスカッション授業の流れ

（宇和海沿岸地域「南海トラフ地震事前復興共同研究」より）

（2）住民への教育（住民ワークショップ）

- ・住民ワークショップは、大人世代の住民が避難から復興までのことを学ぶ「教育」の場である。これは、事前復興の取組として、“防災”と“復興”（被災後の住まいの再建とまちの復興）の基礎を学ぶ機会の提供であり、住民にそのための知識の習熟と行動力の醸成を図り、より高いレベルでの合意形成と適切かつ迅速・円滑な復興につなげることを目的としている。
- ・「復興」の前提として、住民の命を守るために“避難”へも視線を向け、防災力の醸成も図る。
- ・また、「事前復興」の活動として、住民ワークショップ（課題解決提案型ワークショップ、4-2-2 参照）において、事前復興の地域デザインの検討までに取組むことも目指す。【図 3-10 参照】

（3）世代間融合型の教育

- ・災害に強いまちづくりの実現や事前復興の取組においては、住民一人一人が担い手としての意識を高めるとともに、災害時における助け合いの心を育み、自助・共助を高めることが重要である。そのため、年代に応じた教育とあわせて、様々な世代や立場の住民が融合した教育の場を設けることも重要となる。



図3-10 住民ワークショップの風景

(宇和海沿岸地域「南海トラフ地震事前復興共同研究」より)

- ・例えば、学校教育で学んだ成果を地域で発表する機会を設けることや、住民ワークショップへの多様な年代の参加を行うなど、地域特性に応じた取組を検討することが必要である。

(4) 行政職員への教育（行政職員トレーニング）

- ・行政職員への「教育」は、被災者の自立支援と新しいまちづくりを担う立場となるための訓練学習である。行政職員は事前復興計画や復興のための各計画を作成する立場にあるとともに、発災後の初動から復旧・復興までの行動を担う立場にある。そのため、行政職員が学ぶべき取組には“実践的な訓練学習”が求められる。
- ・行政職員のトレーニングプログラムについては、「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き（国土交通省都市局都市安全課、平成29年）」が提供されている。この手引きを活用し、各市町の地域的な特性に即した図上訓練等のプログラムへと調整しながら、毎年度、継続的に実施する。

第4章 事前復興計画の策定

1. 「事前復興」とは

1-1. 復興とは

- ・大規模災害からの復興は、“まちの復興”，“住まいの復興”，“産業の復興”，“くらしの復興”の4分野よりなる。この各分野の「復興」が目指すものは、元に戻す「復旧」だけでなく、被災した地域の活力や魅力等を高めることにある。
- ・そのために、大規模災害からの「復興」では、「命を守る」，「生活を守る」，「産業を守る」，「自然を守る」の4つの要素を中心に、様々な復興の条件等を踏まえて「あるべきまちの姿」を見出し、魅力あるものとして再建することが重要となる。【図4-1 参照】

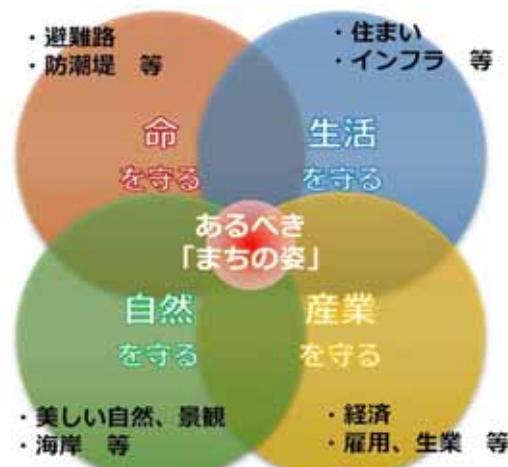


図4-1 大規模災害からの復興における4つの要素

1-2. 「復興計画」とは

- ・「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、特定大規模災害により被害を受けた市町村は「復興計画」（以下、「法に基づく復興計画」と言う。）作成することができる。本手引書では、法に基づく復興計画を、「復興計画」と「復興まちづくり計画」に分類し、その対象や役割等から以下のように整理する。【図4-2 参照】

■復興計画

- ・市町村の復興に関する基本理念や目標をはじめ、行政の各分野における復興方針等を定める計画。
- ・行政や学識経験者での審議や住民の提案募集（意向調査）などにより、幅広い分野の人々の英知を結集し、災害発生後には早期に計画策定が求められる。

■復興まちづくり計画

- 著しい被害により、面的な整備が必要となった市街地や集落等において、地区や集落レベルのまちや住まいの復興方針、復興イメージ等を定める計画。
- 復興計画に基づき、より具体的な復興まちづくりの取組みを示す計画であるため、策定には住民との十分な合意形成が求められる。

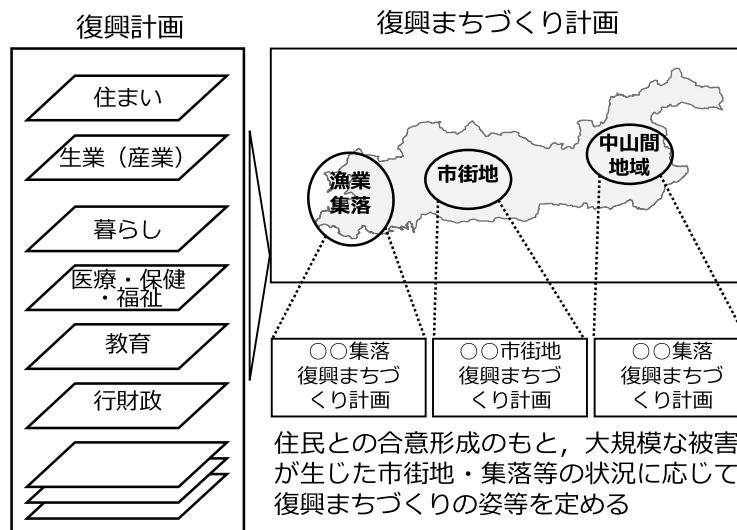


図 4-2 復興計画と復興まちづくり計画

【参考】復興計画に記載する事項

- 「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条には、復興計画には、下記の事項を記載するものとされている。

- ①復興計画の区域
- ②復興計画の目標
- ③当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④目標を達成するために必要な次に掲げる事業（復興整備事業）に係る実施主体、実施区域等

| | |
|--|------------|
| イ 市街地開発事業 | □ 土地改良事業 |
| ハ 復興一体事業 | 二 集団移転促進事業 |
| ホ 住宅地区改良事業 | |
| ヘ 都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備に関する事業 | |
| ト 小規模団地住宅施設整備事業 | |
| チ 津波防護施設の整備に関する事業 | リ 漁港漁場整備事業 |
| ヌ 保安施設事業 | ル 液状化対策事業 |
| ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業 | ワ 地籍調査事業 |
| カ 住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業 | |
- ⑤復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ⑥復興計画の期間
- ⑦その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

1-3. 「事前復興計画」とは

- ・事前復興計画は、法に基づく復興計画に対して、災害発生前に避難から復興までの備えを事前に検討し、実行していくために定めるものである。事前復興の取組の進捗とともに、内容の更新を重ねることが重要となる。
- ・また、大規模災害に対する被害の軽減、復興の期間短縮、復興の質の向上と適切化を図るための計画であり、大規模災害が発生した場合の法に基づく復興計画の策定に資する計画となる。
- ・なお、事前復興計画は、「3. 事前復興計画の分類」に後述するように、「事前復興計画【プロセス編】」と「事前復興計画【ビジョン編】」及び「事前復興まちづくり計画」に区分して作成することが考えられる。

2. 事前復興計画の策定の目的

- ・法に基づく復興計画は、被災市町村の復興の道筋を示すものであるが、甚大な被害が発生した中で、速やかな計画の策定が求められることとなる。
- ・東日本大震災の復興においては、経験したことのない未曾有の被害であったことや住民との合意形成の困難さ等から、復興計画の策定に時間を要し、結果として復興の長期化に影響した一因との指摘もみられる。
- ・このため、平常時に、南海トラフ地震を想定した復興後のまちづくりを検討し、被災後の法に基づく復興計画の基礎となる「事前復興計画」を作成しておくことで、適切かつ迅速・円滑な復興の実現をめざす。【図4-3 参照】



図4-3 事前復興計画の分類と災害発生後の活用

3. 事前復興計画の分類

- ・本手引書では、先行事例のガイドラインや市町村によって作成された復興計画の構成等を参考に、事前復興計画の対象とする範囲や役割等を踏まえて、事前復興計画を「事前復興計画【復興プロセス編】」(以下、「復興プロセス編」と言う。),「事前復興計画【復興ビジョン編】」(以下、「復興ビジョン編」と言う。),「事前復興まちづくり計画」の3つに分類する。【表4-1 参照】

第4章 事前復興計画の策定

- なお、これら3つの計画は、必ずしも別々に作成するのではなく、市町村の事前復興に関する取組状況や災害リスク、職員の意識、住民意向等を踏まえて、必要となる計画を単独又は並行して検討する。

表 4-1 事前復興計画の分類

| | 事前復興計画 【復興プロセス編】 | 事前復興計画 【復興ビジョン編】 | 事前復興まちづくり計画 |
|------|---|--|--|
| 対象範囲 | 市町村（行政） | 市町村全域又は被災地区全体 | 大規模な被害が想定される市街地や集落 |
| 役割 | 市町村の事前復興を推進するための指針となる | 法に基づく復興計画の基礎となる | 法に基づく復興計画の基礎となる |
| 概要 | 災害発生後に想定される復興の手順や行政組織内における役割分担、関係機関との連携及びその適切かつ迅速・円滑な復興に向けた平時からの取組を定める。 | 大規模災害による被災状況を想定し、市町村レベルの復興の目標や分野別の復興方針等を定める。 | 大規模災害による被災状況を想定し、著しい被害により面的な整備が必要となる市街地や集落を対象として、まちや住まいの復興方針、復興のイメージ等を定める。 |

4. 事前復興計画の策定

4-1. 策定体制

- 事前復興計画の策定体制は、市町村の様々な部局の職員が参画する庁内プロジェクトチーム等を中心に、多様な主体の意向を反映するため、計画策定委員会等の検討の場を設置することが考えられる。【図4-4 参照】

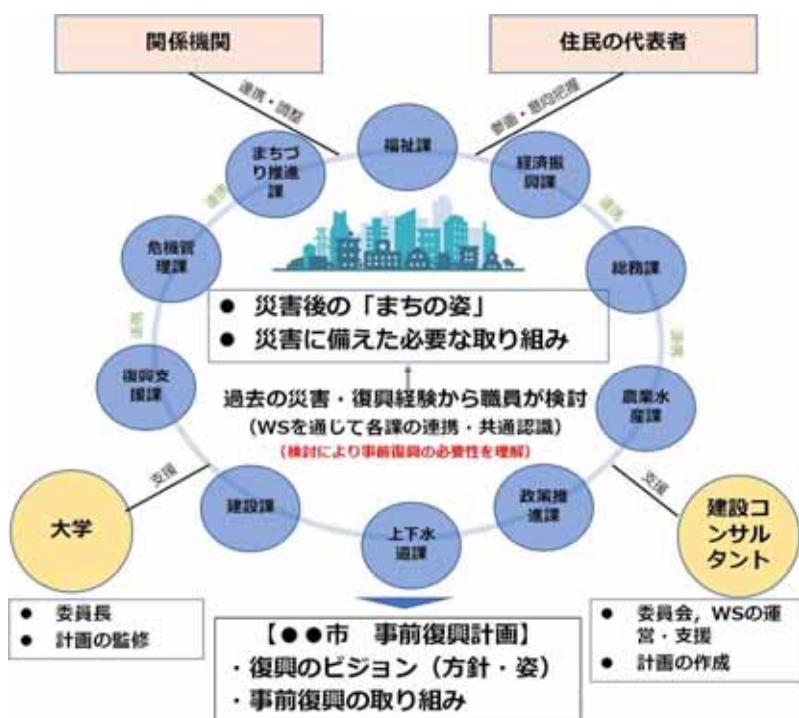


図 4-4 事前復興計画の策定体制のイメージ

①府内プロジェクトチーム

- ・計画策定の主担当課は、危機管理部局や企画部局、建設部局、都市計画部局等が担うことが考えられる。
- ・いずれの課が主管するとしても、事前復興計画は、幅広い分野の検討が必要であり、全庁横断的な組織を設置し、多くの職員が関与しながら進めることが重要である。

②計画策定委員会

- ・策定委員会等の構成員は、法に基づく復興計画について協議を行う復興協議会の構成員等も見据えながら検討する。

【参考】復興協議会の構成員

・「大規模災害からの復興に関する法律」の第11条では、「特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。」として、協議の内容に応じて以下のような構成員が示されている。

- ・特定被災市町村の長
- ・特定被災都道府県の知事
- ・国の関係行政機関の長
- ・その他被災市町村等が必要と認める者
- ・学識経験を有する者（国土の利用及び土地利用、都市計画、農林水産等） 等

③住民参画

- ・「事前復興計画」は、災害発生後の住民の生活再建等においても重要な計画であることから、計画策定への住民参画を促すことが重要である。住民参画の方法としては、以下の方法が考えられるが、市町村の状況や住民の事前復興に関する理解の熟度等に応じて、住民参画の方法を検討する。
 - ・策定体制（策定委員会等）への各種団体等の代表者の参画
 - ・策定体制（策定委員会等）への一般公募等による住民の参画
 - ・ワークショップや懇話会への住民代表者の参画
 - ・アンケート調査による住民意向の把握
 - ・パブリックコメントによる住民意向の把握
- ・なお、「事前復興まちづくり計画」は、市街地や集落の具体的な復興イメージを検討するものであることから、住民ワークショップ等の機会を通じて、住民の意向把握や合意形成を図りながら進めることを検討する。

4-2. 策定の手順

4-2-1. 復興プロセス編及び復興ビジョン編の策定の手順

①策定の流れ

- ・復興プロセス編及び復興ビジョン編の策定の手順としては、図 4-5 のような流れが想定される。

市町村の状況や検討体制等に応じて、柔軟な策定手順を検討する。

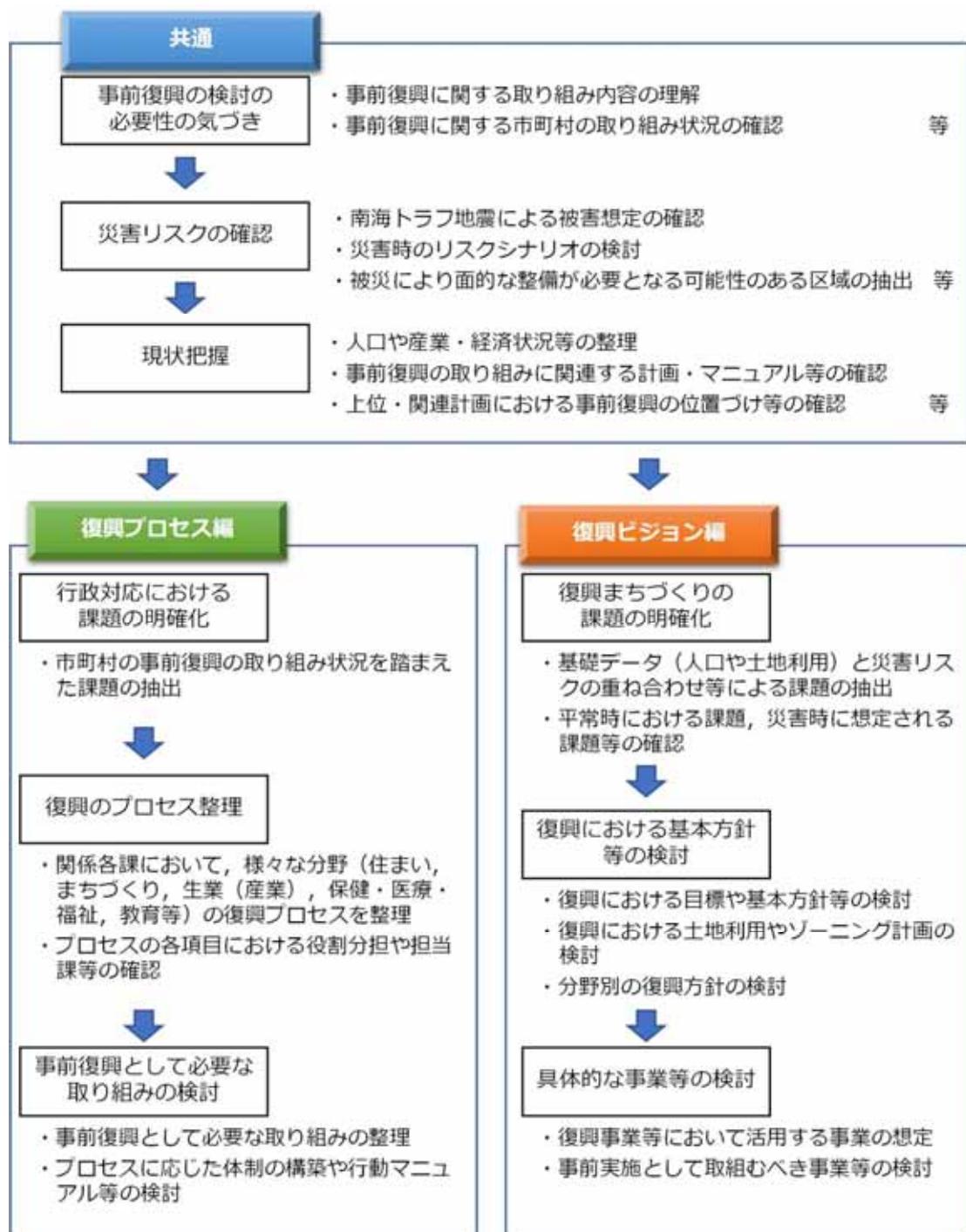


図 4-5 復興プロセス編及び復興ビジョン編の策定の流れ

②復興プロセス編の検討における具体的な検討方法

- ・復興プロセス編は、災害発生後に想定される復興の手順や行政組織内における役割分担、関係機関との連携及びその適切かつ迅速・円滑な復興に向けた平時からの取組を定める計画である。
- ・大規模災害発生後の混乱した状況下においても、適切かつ迅速・円滑な対応を行うため、どの時期に、どのような取組や対応等が必要かの整理を行った上で、自市町村における取組状況等を確認し、事前復興として必要な取組を抽出する。【図4-6 参照】
- ・これらのプロセス整理は、行政運営及び住民の生活再建に係る分野から、住まい、まちづくり（市街地、集落等）、生業（産業）、保健・医療・福祉、教育などで行うことが考えられる。

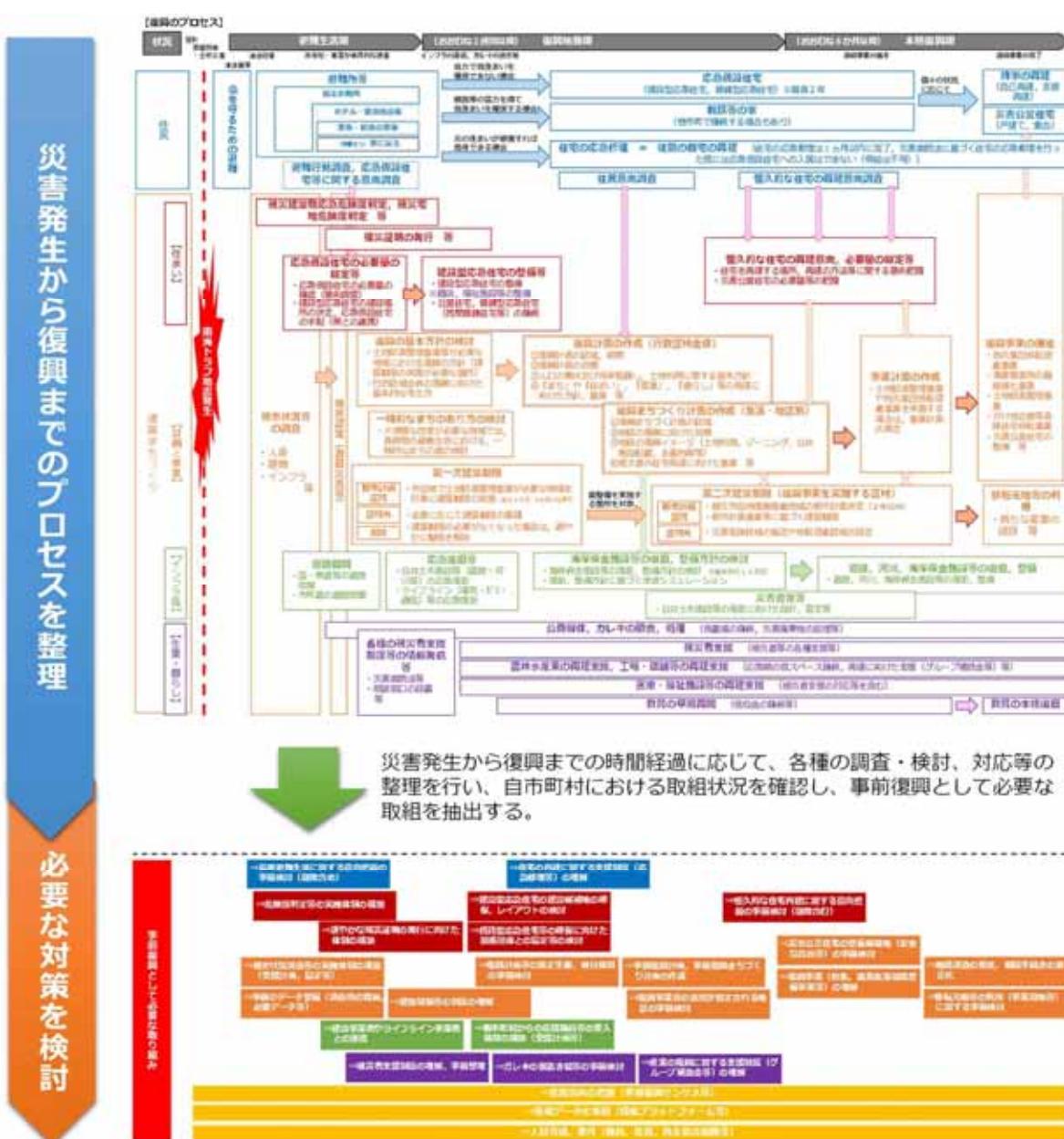


図4-6 復興プロセス編の検討イメージ（一例）

4-2-2. 事前復興まちづくり計画の策定の手順

- ・「事前復興まちづくり計画」の策定手順は、復興ビジョン編の策定の手順を基本に、対象となる市街地や集落の具体的な課題把握や基本方針等の検討を行う。
- ・また、検討の体制にて記載したように、「事前復興まちづくり計画」の策定は、地域住民の意向把握と合意形成を図りながら進めることができ望ましく、ワークショップ等の機会を設けることが考えられる。ただし、住民の立場では、当初の段階から「事前復興」を理解することは難しいと思われ、避難から応急、復旧、復興までの流れや事前復興の必要性等の理解を深めた上で、「事前復興まちづくり」をテーマにすることが効果的である。
- ・事前復興の検討における住民ワークショップの実施方法の一例として、地域のまちづくりに軸足を置いた、課題解決提案型ワークショップの流れを示す。【図4-7参照】

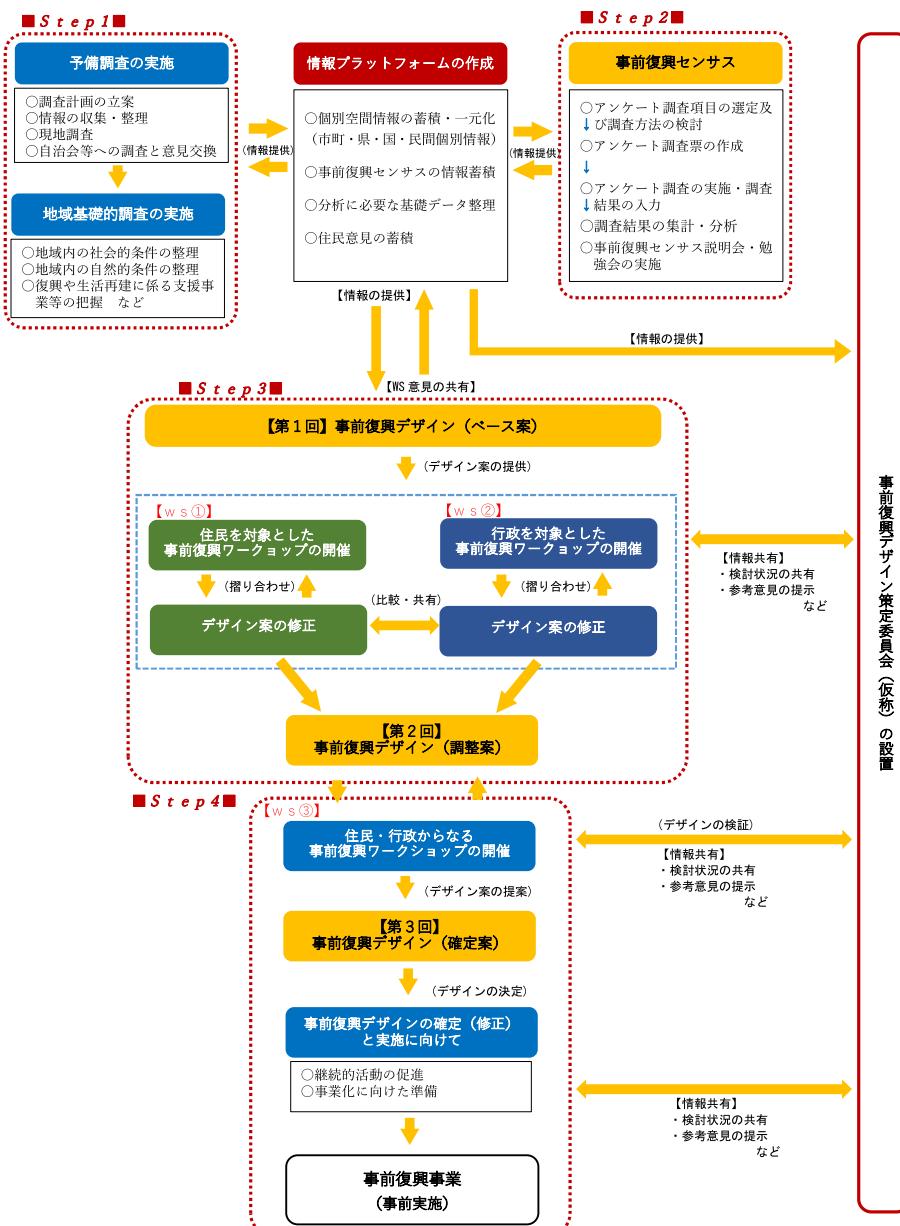


図4-7 課題解決提案型ワークショップの流れ

4-3. 事前復興計画の策定

- ・策定する事前復興計画は、自市町村における取組として、災害発生後のまちの姿を想像した上で検討を重ね、事前に準備し、事前に実行すべきこと等を継続的にとりまとめるものである。
- ・事前復興計画の記載項目は、法に基づく復興計画に記載が求められる事項を基本に、東日本大震災の被災自治体の復興計画や他都市の先行事例等も踏まえる。【表 4-3 参照】

表 4-3 事前復興計画の記載内容（一例）

| 項目 | 事前復興計画【復興プロセス編】 ※市町村の事前復興の推進計画 | 事前復興計画【復興ビジョン編】 (⇒復興計画) | 事前復興まちづくり計画 (⇒復興まちづくり計画) |
|---------------|---|--|---|
| 対象範囲 計画の範囲 | ・市町村（行政） | ・市町村全域又は被災地区全体 | ・大規模な被害が想定される市街地や集落レベル（※面的な復興の取組が必要となると想定されるエリア） |
| 位置付け | ・市町村の事前復興を推進するための指針となる ・復興のプロセス整理により、復興に取組む際の行動指針となる | ・「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画の基礎となる | ・「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興（まちづくり）計画の基礎となる ・具体的な市街地・集落の復興のあり方を定める |
| 記載項目 例 | <p>■想定する災害</p> <p>■市町村の復興への備えに関する現状と課題</p> <p>・復興手順、復興の体制</p> <p>・データの整備状況</p> <p>・住民意向の調査方法</p> <p>・支援制度・事業制度の整理</p> <p>・復興に関する教育・訓練 等</p> <p>■復興プロセスの整理</p> <p>・分野別（まち、住まい、産業、くらし）の復興の流れの整理 例）救助・救急、被災状況調査、り災証明発行等の手続き、各種の被災者支援、ガレキ処理、応急仮設住宅、生業再建等</p> <p>■事前復興として必要な取組</p> <p>・市町村の課題とプロセス整理を踏まえて実施すべき取組の明確化</p> | <p>■対象区域</p> <p>■想定する災害</p> <p>■対象区域の現状や課題</p> <p>■人口の現状及び将来の見通し（被災後の人口流出の想定）</p> <p>■復興の目標</p> <p>■土地利用に関する基本方針</p> <p>・復興まちづくりのゾーニング</p> <p>・居住エリア設定の考え方（=災害危険区域の指定の方針等）</p> <p>■分野別（まち、住まい、産業、くらし）の方針</p> <p>■復興の目標を実現するために必要な施策・事業</p> <p>・事前実施として取組むべき施策・事業の検討 例）重要施設の耐震化や高台移転検討、防災公園（活動拠点、応急仮設住宅候補地等）整備等</p> | <p>■対象区域</p> <p>■想定する災害</p> <p>■人口の現状及び将来の見通し（被災後の人口流出の想定）</p> <p>■復興に向けた課題</p> <p>■対象地区における復興の目標</p> <p>■復興まちづくり（主に、まちと住宅）の方針</p> <p>■復興イメージの検討</p> <p>・地区の具体的な復興パターン、ゾーニング、断面イメージ</p> <p>・具体的な居住エリアの設定</p> <p>・復興において活用する事業の想定</p> <p>■具体的な事業</p> <p>・事前実施として取組むべき施策・事業の検討 例）重要施設の耐震化や高台移転検討、防災公園（活動拠点、応急仮設住宅候補地等）整備等</p> |
| その他 | ・検討結果については、市町村の地域防災計画、BCP等の関連計画へ反映する | ・災害発生後に法に基づく復興計画を作成する際の基礎となる | ・災害発生後に法に基づく復興（まちづくり）計画を作成する際の基礎となる |

4-4. 事前復興計画の策定における留意点

(1) 地域の持続的発展

- ・事前復興計画策定の目的の一つとして、復興の質の向上を図り、自市町村や地域からの人口流出防止や地域活力の維持・向上等を図り、地域の持続的発展をめざすことがあげられる。地域の持続的発展は、住まいを取り戻すだけでなく、安全・安心な社会基盤のもと、コミュニティの存続や生活の糧（生業、仕事）の確保等が重要となる。
- ・そのため、事前復興計画の検討に当たっては、まち、住まい、産業、暮らし等の様々な分野のバランスに配慮した検討を行うことが重要となる。

(2) 東日本大震災からの復興に学ぶ

- ・東日本大震災の発生から10年が経過し、市街地復興事業の検証が行われるなどの取り組みが進められている。
- ・東日本大震災の復興まちづくりも参考にしながら、新たな知見等に関する情報入手等に努めながら、事前復興の検討を進めることが重要である。【図4-8 参照】

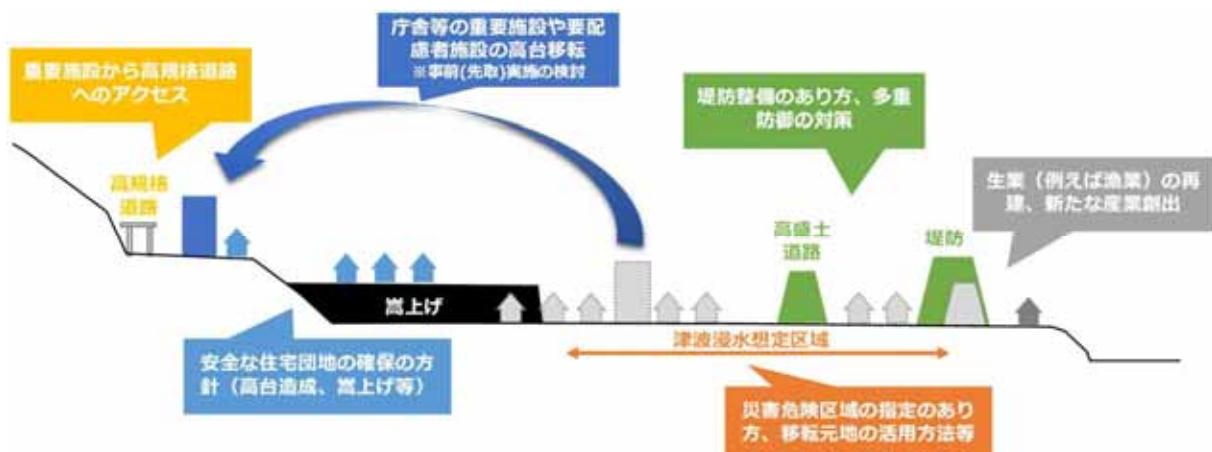


図4-8 東日本大震災からの復興を踏まえた事前復興における検討事項（一例）

(3) 事前復興デザイン等に関する住民合意

- ・大規模災害後は、復興まちづくりの姿として一つの答えを出すことになる。事前復興デザインの検討の場においても、一つの姿を導き出すことが望まれるが、事前の検討だからこそ、多様な意見を出し合うことが重要と言える。
- ・そのため、計画策定に当たっては、多くの住民が復興まちづくりの姿を想像する機会を設け、様々な年齢層や立場の方々の意向を把握することが重要である。

5. 事前復興計画の運用

5-1. 災害発生前の運用

(1) 施策・事業の事前実施（先取り）

- ・「事前復興計画【ビジョン編】」や「事前復興まちづくり計画」で位置付けたまちづくりの目標や復興イメージ等の実現に向けた施策・事業のうち、平時のまちづくりや災害に強いまちづくりに寄与する施策・事業等については、積極的に事業化の検討を行う。

(2) 計画の継続的な見直し

- ・事前復興計画は、住民との合意形成を図っていくことが重要であり、広く計画の周知を図り、住民からの意見を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。
- ・また、事前復興計画は、災害発生後に策定する法に基づく復興計画の基礎となることから、災害が発生するその日まで、継続的な見直しを行うものとする。

(3) 関連計画への反映

- ・事前復興計画の策定結果を継続的なものとしていくために、市町村の地域防災計画や都市計画マスタートップラン等の上位・関連計画への反映に努める。
- ・また、復興プロセス編は、災害発生後の職員の行動指針となることから、職員初動マニュアルやBCP等の計画との整合・調整を図っていく。

5-2. 災害発生後の移行

- ・大規模災害が発生し、法に基づく復興計画を策定すると判断した場合は、以下の事項等を速やかに行い、「事前復興計画」と「事前復興まちづくり計画」を活用し、復興計画・復興まちづくり計画へと移行する。

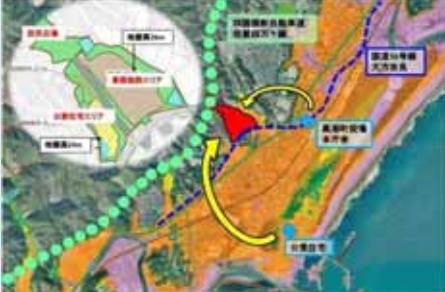
- ・復興計画の策定体制の構築
- ・被害状況の確認
- ・想定していた災害の規模との相違の確認
- ・面的な整備が必要な市街地や集落の確認
- ・海岸堤防等の整備の方針（県との調整）
- ・住民の意向把握

参考資料

現行の事業制度を活用した防災・事前復興事業の事例
防災・減災に係る支援施策

現行の事業制度を活用した防災・事前復興事業の事例

| 高知県宿毛市 庁舎、保育所等の移転 | |
|-------------------|--|
| 取組の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 建設から 55 年が経過し、老朽化が進んでいること、津波浸水想定区域内にあることなどから、庁舎の移転・建替え。 避難場所の整備として用地買収を進めていた計画地を候補地として決定。  <p>造成工事完成状況（令和3年2月時点）（参照：宿毛市HP）</p> |
| きっかけ | <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に、市長が「災害発生時の司令塔としての機能を果たすためには、庁舎の建替えも緊急性の高い喫緊の課題」と表明。保育園については、東日本大震災以降、保護者から浸水区域に位置することから不安という意見があり。 |
| 位置の選定 | <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域から離れすぎない位置で災害対策本部を確保する視点も重要であることから、高台の確保を検討した。候補地として 3箇所あげられていたが、2箇所は津波浸水想定区域内であった。 避難場所として用地買収を進めていた現在の計画地について方針転換を行い、庁舎の建設地とした。その時点（平成 29 年度）では、市有地となっていたことから、事業期間の短縮が図られることにつながった。 |
| 検討体制 | <p>■審議会、住民説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に、新庁舎の建設地について、宿毛市庁舎建設審議会へ諮問。 現庁舎の問題点や新たな庁舎に求める機能等に関するアンケートや庁舎建設住民説明会を実施し、住民意向を把握。 <p>■庁内の検討体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐クラスでの庁舎建設プロジェクト調整会議を設置。 |
| 特徴的な取り組み | <p>■公共施設等の移転</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月豪雨にて、市街地が浸水するなどの大きな被害を受けた。職員の参集や公用車が出せない状況となった。宿毛警察署や宿毛海上保安署も同様の状況に陥った。 宿毛警察署や宿毛海上保安署も市役所を整備する高台に移転することが決定している。 <p>■高規格道路へのアクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 高規格道路のルート帯が示されており、比較的、アクセスが可能な位置に整備が検討されている。有事等の緊急時に、出入りできる進入路の整備を要望している。 |
| 活用した事業、概算費用 | <p>緊急防災・減災事業債を基本。保育園は県単の補助事業を予定。</p> <p>○庁舎建設：23 億円、保育園建設：10 億円（予定）</p> |

| 高知県黒潮町 庁舎、公営住宅の高台移転、防災広場の整備 | |
|--------------------------------|--|
| 取組の概要 | <p>・道路事業（国道 56 号 大方改良）で庁舎の移転が必要となり、安全な高台へ移転。庁舎の高台移転とあわせて公営住宅や防災広場を整備。庁舎は平成 30 年 1 月に開庁。</p>   |
| きっかけ | <p>・大方改良（国道 56 号）により、旧庁舎の移転が必要となった。東日本大震災が起きる前から移転を検討しており、当初は近隣の候補地を想定していた。県の津波浸水想定区域の公表を踏まえ、高台移転を行うことを決定。</p> |
| 位置の選定 | <p>・高規格道路（四国横断自動車道佐賀四万十線）の整備に伴う入野 IC の整備、大方改良、安全な高台といったことを考慮して現在の計画地に決定。災害時の初動対応等に重要な公用車が浸水しない場所という視点も重要であった。</p> <p>・平成 23 年 9 月の議会で、災害対策拠点として行政機能を維持し続け、避難道路整備とあわせて避難場所・避難施設として活用できる「スケン谷」地区を建設予定とする旨を表明。</p> |
| 検討体制 | <p>■住民説明会等の実施</p> <p>・住民説明会を実施した。「役場だけ逃げるのか」という住民の意見もあった。東日本大震災の教訓から、行政機関が麻痺すると復興が進まないことを町長が住民に対して説明して理解を高めた。</p> <p>■庁内体制</p> <p>・道路事業の関係で現地での建て替えが出来ない中で、担当課（総務課）を中心となって、複数の候補地を検討していた。</p> |
| 特徴的な取り組み | <p>■都市計画決定（平成 26 年 2 月）</p> <p>・高台移転では、庁舎・公営住宅・防災広場を計画しており、公営住宅が土地収用の対象とならないことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定を実施。</p> <p>■高規格道路の整備</p> <p>・庁舎の北側に計画されている四国横断自動車道について、災害発生時の拠点となる庁舎から高規格道路へアクセスしやすい状況になるのが望ましく、国等へ要望を行っている。</p> <p>■市民の来庁手段の確保</p> <p>・広い駐車場を確保するとともに、庁舎の移転前から実施していたデマンドバスのルートに組み込み、住民の来庁に支障がないよう配慮している。</p> |
| 活用した事業、概算費用 | <p>・社会资本整備総合交付金の都市防災総合推進事業や都市再生整備計画事業、公営住宅事業、道路事業。</p> <p>・過疎債や合併特例債、緊急防災・減災事業債を活用。</p> <p>○造成：3 億 7 千万円、庁舎建設：18 億 6 千万円、町営住宅：4 億円</p> |

| 高知県中土佐町 庁舎、公営住宅の高台移転、防災広場の整備 | |
|------------------------------|--|
| 取組の概要 | <p>・津波浸水想定区域にあった役場庁舎、消防分署、保育所を高台に移転。令和3年1月12日に新庁舎へ移転。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>計画の概要（町提供資料）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>庁舎（町HP）</p> </div> </div> |
| きっかけ | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎と消防分署は、耐震性に問題があった。平成22年度から役場内で検討に着手。当初は、現在（移転前）の位置での建て替えを検討。 ・保育所は、平成14年度の建築であり、比較的新しいが、子どもの安全を考えて高台に移転することを決定。東日本大震災の映像を見たことをきっかけに、保護者から、安全な場所への移転に対する要望があった。 |
| 位置の選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、現地での建替えも候補としていたが、東日本大震災の被災地を視察して、津波浸水想定区域外への移転を基本とすることとした。 ・平成24年度に審議委員会を設置し、審議を依頼した。街中から近いという利便性、長期浸水のおそれがない場所として新たな候補地（現在の位置）が提案された。 |
| 検討体制 | <p>■庁内体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度時点では、庁内で4つの候補地を検討。役場から1km以内の場所を選定。 <p>■審議会、住民説明会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に審議会を6回開催した。 ・住民説明会を実施した。「役場職員の命だけを助けるのか」という厳しい意見もあった。役場の被害が抑えられることで、復旧・復興が進み、結果として住民の皆様の生活を取り戻すにつながることを丁寧に説明した。 |
| 特徴的な取り組み | <p>■技術的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に国交省の多様な入札契約方式モデル事業に採択され、技術的な支援を受けながら検討を進めた。町職員には、技術職員が限られており、効果的なアドバイス等を受けることができた。 <p>■災害対応拠点の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元から高台にあった久礼小学校と久礼中学校は、町内で一番大きな避難所となる。役場と消防分署、新たに避難所として活用できる保育所が一体となったことで、災害時の拠点が集約して、効率的な災害対応が期待される。 <p>■防災テーマパーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の視察等への対応のためにパンフレットを作成し、キヤッチフレーズとして「『防災テーマパーク』のまちづくり」としている。日常生活の中に楽しさを感じながら防災を取り入れていきたいという想いである。 |
| 活用した事業、概算費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災・減災事業債、合併特例債、過疎債を活用。保育所は、高知県の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業補助金を活用（設計と建築物が対象） <p>○庁舎：23億8千万円、消防分署：8億6千万円、保育所：7億5千万円</p> |

| 徳島県美波町 防災公園、こども園の高台整備構想 | |
|----------------------------|---|
| 取組の概要 | <p>・町の中心部となる日和佐市街地の大部分が津波浸水想定区域となっており、高台に公共施設（こども園）の移転及び防災公園（応急仮設住宅建設用地等）を整備。</p>  <p>計画の概要（町提供資料）</p> <p>整備イメージ（町提供資料）</p> |
| きっかけ | <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 7 月に、津波浸水想定区域内にある幼稚園・保育園の PTA から高台移転に関する要望書の提出があり。東日本大震災の映像を見たこと、県の被害想定で 20.9m の津波高さが示されたことなどにより、住民から自発的に出された。 平成 26 年 3 月に、将来的な庁舎等の公共施設の移転も見据えて、現在の計画地で高台整備構想を進めるなどを議会で表明。 |
| 位置の選定 | <ul style="list-style-type: none"> 安全な高台を基本に、緊急輸送道路である国道 55 号に近く、道の駅の正面、国道から見て街中に近いシンボリックな場所となるといった理由で決定。 |
| 検討体制 | <p>■ 庁内体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に庁内ワーキンググループを設置し、具体的な進め方を議論した。防災や建設に関係する課だけでなく、各課から職員が参加した。 <p>■ 住民意向の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 11 月に「時間経過に応じた防災まちづくり構想の検討」として、公共施設だけではなく、家屋の高台移転等の意向についてアンケートを実施。家屋の高台移転について積極的な意見は 2 割、公共施設の高台移転は 7 割が肯定的な意見。 こども園の保護者を対象としたこども園のレイアウトに関する WS、地域住民等を対象とした防災公園の整備方針に関する WS 等を実施し、住民と協働の取組を進めた。 |
| 特徴的な取り組み | <p>■ UR との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 町には技術者が少ないため、復興に携わった経験を生かして助言をお願いしたことをきっかけに、UR に支援をお願いすることになった。UR としても、事前復興の情報を考える機会ということで、協定を結ぶことになった。 <p>■ 長期的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 日和佐市街地には、町役場、国や県の出先機関があり、将来的には、高台に移転することも検討していく。 日和佐道路の延伸が予定されている。高台の整備箇所からアクセスできるように要望していく。 |
| 活用した事業、概算費用 | <ul style="list-style-type: none"> 当初は、都市再生整備計画や津波防災拠点整備事業の活用を検討したが、補助率や事業の要件等から断念。結果、個別の補助事業を活用。 補助事業を決める際には、県と町の担当課で話す機会を設けた。整備内容を説明して、活用できそうな事業等の確認を行った。 <p>○道路、調整池、公園：30 億円（予定）</p> |

徳島県美波町 事前復興の多様な取組

取組の概要

(1) 住民とともに考える事前復興の取組

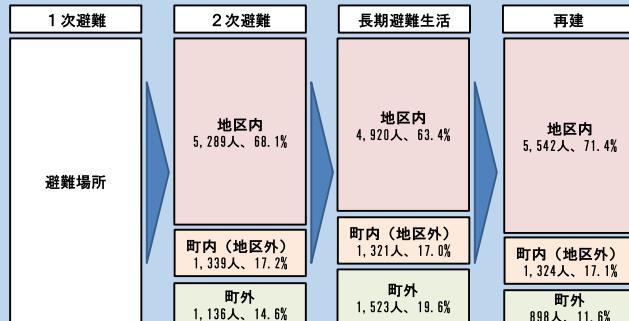
■ワークショップ形式による地域住民との事前復興まちづくりの検討

- ・住民といっしょに考える機会を設けることが重要だと考えて、避難から応急期、復興に関して、ワークショップ形式での議論を進めてきた。

| 年度 | 取組名称 | 概要 |
|----------|--------------------------|---|
| H26 ～ | 時間経過に応じた防災 まちづくり構想の検討 | ・時間経過（避難場所、避難所、応急仮設、再建の4段階）の生活の場、高台移転等に関するアンケート等。 |
| H28 ～ | 地区別事前復興方針 の検討 | ・H26 アンケートを踏まえて、時間経過に応じた課題及び必要な対策の検討。地区別 WS 等で応急仮設候補地等を検討 |
| H30 ～ | 事前復興計画イメージ の検討 | ・復興のあり方、復興の場所（住まいの再建）等について、地区別 WS 等で意見交換を実施。 |

■時間経過に応じた生活の場所等に関するアンケート

- ・町内全世帯を対象に、「1次避難」→「2次避難」→「長期避難生活」→「再建」といった時間経過に応じた住まいの場所や種類等に関するアンケート調査を実施。



図：時間経過に応じた生活の場（アンケート結果の一例）

■復興イメージの検討

- ・東日本大震災にて、みんながバラバラになり、まちの復興の姿を検討するのに時間を要したのを見て、たたき台でも構ないので検討を進めておくことが重要だと思い、検討に着手。
- ・何年か後には、世代も変わり、今のたたき台から考え方が変わることもある。アレンジできるように、ポンチ絵程度のとりまとめとなっている。

(2) 医療の確保

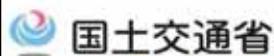
- ・老朽化していた二つの病院（旧日和佐病院と旧由岐病院）を、美波病院と美波町医療保健センターに再編。
- ・美波病院は、由岐 IC の入口の安全な高台に移転。医療保健センターは、津波浸水想定区域内であり、ピロティ（高床式）構造を採用。津波避難ビルとしての機能も有する。



左：美波病院、右：美波医療保健センター（町提供資料）

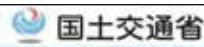
防災・減災に係る支援施策

建政部都市・住宅整備課
令和3年3月3日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

防災集団移転促進事業



- 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助
- 地域の合意形成の下、地域まるごとの集団移転を行い、地域コミュニティの維持、防災性向上を実現

【事業の要件】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある災害危険区域

移転先（住宅団地）

10戸以上（かつ移転しようとする住居の数の半数以上）

ただし、災害ハザードエリアからの移転については5戸以上（事前移転の促進）

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用（団地を移転者に分譲する場合は国庫補助対象外）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設に要する経費
- ④ 移転促進区域内の土地の買取に要する経費（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る）
- ⑤ 移転者の住居の移転経費（引っ越し費用等）に対する補助に要する経費
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）

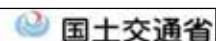


補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



- 1) 地方負担分については一般補助対象事業費の対象（充當率90%）。その元利償還の80%を特別交付税措置。
2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

都市構造再編集中支援事業



○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1／2（都市機能誘導区域内）、45%（都市機能誘導区域外）

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（多行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設等）、土地地区開発事業等

【既存事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の授与に基づくソフト事業・ハード事業）

＜民間事業者等＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設の整備

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。



施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

一ただし、次の市町村を除く※1。

・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村

・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を囲む、住戸等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

一なお、次の区域を施行地区に含むことができる。

・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

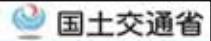
※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき得失像を提示している区域※3。

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

2

都市構造再編集中支援事業による施設整備支援



○病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援を実施。

【市町村等への支援】

○事業主体：市町村及び市町村都市再生協議会等

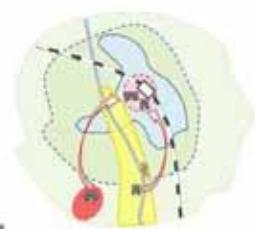
○対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた

立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設
(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)の整備

○国費率：1／2

●整備に要する費用（購入費を含む。）の1／2を国からの支援額とする。

●誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率4.5%（都市機能誘導区域内は国費率1／2）で支援。



【民間事業者等への支援】

○事業主体：民間事業者等

○対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた

立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設
(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)の整備

○国費率：1／2

●民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）の1／2のいすれか低い額を国からの支援額とする。

●災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ上。

＜補助対象事業費のかさ上げのイメージ＞



※誘導施設については、三大都市圏域の埼玉市・特別区を除く市町村及び滋賀市町村の民間事業者等を支援対象とする。

3

参考資料

がけ地近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

国土交通省

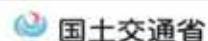
| <p>事業概要</p> <p>がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業【昭和47年度～】</p> <p>補助対象</p> <p>(1)除却等費 ○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮居居費、跡地整備費等(限度額:975千円/戸)</p> <p>(2)建設助成費 ○危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む)及び改修のため。 金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率:年8.5%を限度) 限度額:【通常】4,210千円/戸(通常3,250千円/戸、土地3,000千円/戸) 【特殊地域】7,318千円/戸(通常4,800千円/戸、土地北2千円/戸、敷地造成800千円/戸) 被特許地域～特許土壤地帯、地震防災対策強化地域、保全人査定未満の農林振興地被特許地域、 山林による貢献地帯</p> <p>(3)事業推進経費 ○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用</p> <p>補助要件</p> <p>(1)対象地区要件 ○地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(災害基準法第20条第1項) ○地方公共団体が条例で建築を制限している区域(災害基準法第40条) ○都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条) ○土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条) ○過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)</p> <p>(2)対象住宅要件 ○既存不適格住宅 ○建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、 地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅 例:大雨、避難勧告及び避難指示について、当該各又は複数が公表された日から6月を経過している 住宅に限る</p> | <p>交付率 国:1/2、地方公共団体:1/2</p> <p>交付団体 都道府県、市町村</p> <p>事業実施主体 市町村 (市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。)</p> <p>【限度額が引き上げられる地域】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>特許土壤地帯</th> <th>地盤改良地 周辺地帯</th> <th>山林地帯 危険区域</th> <th>災害危険区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被 特 許 地 域</td> <td>特許土壤地帯又 は被特許土壤地 帯の区域</td> <td>地盤改良地周辺地 域の区域</td> <td>地盤改良地の区域に よる災害の防止に 關する法律</td> <td>災害基準法</td> </tr> <tr> <td>自 主 規 定 事 業</td> <td>国土交通大臣、都 道府県知事、都 市市長、農林水產 大臣</td> <td>内閣総理大臣</td> <td>都道府県知事</td> <td>地方公共団体 (都道府県)</td> </tr> </tbody> </table> <p><適用イメージ></p> | | 特許土壤地帯 | 地盤改良地 周辺地帯 | 山林地帯 危険区域 | 災害危険区域 | 被 特 許 地 域 | 特許土壤地帯又 は被特許土壤地 帯の区域 | 地盤改良地周辺地 域の区域 | 地盤改良地の区域に よる災害の防止に 關する法律 | 災害基準法 | 自 主 規 定 事 業 | 国土交通大臣、都 道府県知事、都 市市長、農林水產 大臣 | 内閣総理大臣 | 都道府県知事 | 地方公共団体 (都道府県) |
|--|---|------------------|--------------------------------|------------------|--------------|--------|-----------------------|----------------------------|------------------|--------------------------------|-------|----------------------------|---------------------------------------|--------|--------|------------------|
| | 特許土壤地帯 | 地盤改良地 周辺地帯 | 山林地帯 危険区域 | 災害危険区域 | | | | | | | | | | | | |
| 被 特 許 地 域 | 特許土壤地帯又 は被特許土壤地 帯の区域 | 地盤改良地周辺地 域の区域 | 地盤改良地の区域に よる災害の防止に 關する法律 | 災害基準法 | | | | | | | | | | | | |
| 自 主 規 定 事 業 | 国土交通大臣、都 道府県知事、都 市市長、農林水產 大臣 | 内閣総理大臣 | 都道府県知事 | 地方公共団体 (都道府県) | | | | | | | | | | | | |

宅地耐震化推進事業

国土交通省

| | |
|--|--|
| <p>大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。</p> <p>○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等</p> <p>大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査等(大規模盛土造成地マップの見直しや宅地液状化マップ作成、及び宅地構造等の危険度調査、応急対策工事等)に要する費用の一割を補助。</p> <p>事業主体 地方公共団体、宅地所有者(開発権利)</p> <p>交付率 1/3、1/2 (国庫直付措置、2020年度まで)</p> <p>交付対象 -大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査 -宅地構造等の危険度調査、-宅地擁壁等の応急対策工事</p> | <p>変動しやすさ マップ 液状化しやすさマップ(平成版)</p> <p>液状化しやすさマップ(平成版)</p> <p>被災地の危険度調査</p> <p>被災地の防災対策</p> |
| <p>○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業</p> <p>大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一割を補助。</p> <p></p> <p>事業要件 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事のイメージ ①地盤法第16条第22項の効用又は第20条第1項の指定を受けた領域であること ②下記のいずれかに該当することと -傾土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上 -勾配20度以上かつ傾土高さ5m以上かつ住戸5戸以上 -傾土高さ2m以上かつ住戸2戸以上(密度7の値による地盤災害危険度、被災面積1万戸以上等が要件) ③地盤崩落等により道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、 新築地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの</p> <p>事業主体 地方公共団体、宅地所有者(開発権利)等</p> <p>交付率 1/4、1/3、1/2(既存地盤および北海道留萌管轄部地盤の被災地の住戸に限る)</p> <p>交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費</p> <p>● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通</p> <p>上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2</p> <p>①立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合 ②避難路を有する場合は5戸以上へ流出する場合 ③密度5倍相当で滑動崩落する場合</p> | <p>○ 宅地液状化防止事業</p> <p>宅地と一緒に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一割を補助。</p> <p></p> <p>事業要件 滑落と曳引との一体的な方法で実現できる方法のイメージ(地下構造工事) ①当該地盤の液状化により、公道施設(道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。)に被害が発生するおそれのあるもの ②家動予測調査等により、液状化による被害の可能性が高いと判定された2,000㎡以上 の一箇の土地の区域であります。区域内の密度が10戸以上であるもの ③地盤液状化防止事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び地権者を 有する全ての者のそれぞれ分の2以上の同意が得られているもの ④公共施設と宅地との一括的な液状化対策が行われていると認められるもの</p> <p>事業主体 地方公共団体</p> <p>交付率 1/4、1/2(既存地盤および北海道留萌管轄部地盤の被災地の住戸に限る)</p> <p>交付対象 宅地と一緒に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費</p> |

都市再生区画整理事業

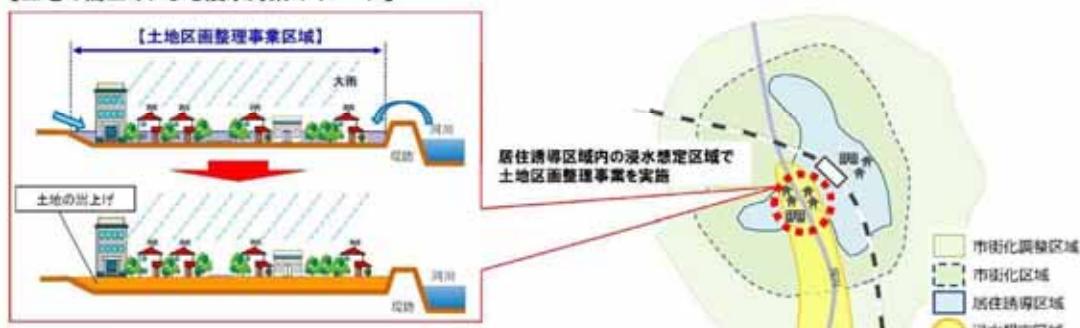


- 令和元年台風第19号等の水災害等の宅地災害等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく取組への支援を強化。

■拡充内容

- 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に算入することが可能。（令和二年度予算より措置）

【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】

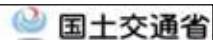


【対象要件】

- ①、②および③を満たす場合について、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額に算入
 - その面積が20ha以上であり、被災が想定される棟数が1,000棟以上の浸水想定区域内で行われる事業
 - 居住誘導区域内であり、人口密度40人/ha以上の区域内で行われる事業
 - 立地適正化計画に防災指針が記載されており、当該防災指針に即して行われる事業

6

都市防災総合推進事業



避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

| 事業メニュー | 主な交付対象施設等 | 国費率 |
|-----------------------|--|------------------------|
| ①災害危険度判定調査 | -各種災害に対する危険度判定調査 | 1/3 |
| ②住民等のまちづくり活動支援 | -住民等に対する啓発活動 -まちづくり協議会活動助成 | 1/3 |
| ③地区公共施設等整備 | -地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） -地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設等）） | 用地：1/3 工事：1/2 ※1 |
| ④都市防災不燃化促進 | -耐火建築物等の造成への助成 | 調査：1/3 工事：1/2 |
| ⑤木造老朽建築物除却事業 | -密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成 | 1/3 |
| ⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業 | -復興まちづくり計画策定 -地区公共施設 -地区緊急避難施設 | 1/2 |
| ⑦激甚災害被災地 | -高質空間形成施設 -復興まちづくり支援施設 | 1/3 |

※1：南海トラフ地震に備づく沖合避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率1/3

○地区要件

施行地区

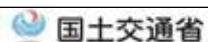
- <事業メニュー①～③>
災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
<事業メニュー④>
大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
<事業メニュー⑤> <事業メニュー⑥>
重点密集市街地 激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝沿岸構造型地震防災対策推進地域



7

防災公園の整備



- 都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等となる都市公園等について、防災公園街区整備事業や防災・安全交付金により整備を推進。

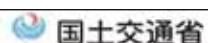
防災公園の整備

- 地域防災計画に位置付けられている避難地、避難路、広域防災拠点等となる都市公園の整備を推進
- 災害発生時に住民が安全に避難できるよう備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの災害応急対策施設の整備を推進



8

公園緑地によるグリーンインフラの推進



- 自然環境創出・CO₂対策や利用効果等に加え、雨水貯留等による災害低減や経済的価値の増進など「緑や水が持つ多面的効果」を活用して、より積極的に公園・緑地や水辺空間の創出を図るグリーンインフラを戦略的・集中的に整備し、持続可能で成長力の高い都市の形成を推進する。

施策の概要

グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組
(国土形成計画より)



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備
雨水を保水・浸透させると共に、種類の成長を助け、晴天時は蒸発散効果でヒートアイランド対策にも寄与



自然環境が持つ多様な機能を發揮
雨水の一時貯留による滞留時間
蒸発による遮熱化
緑地による都市空間の形成

○グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

災害低減、周辺の経済価値増進、生産性向上への寄与など
緑がもつ、エリア価値を向上させる多面的な効果に着目し、官民連携・分野横断で緑地・緑化等の創出・配画を図る取組を集中的に支援
【交付金（都市公園・緑地等事業）等】

支援内容

- [対象とする都市]
 - ♦ 官民連携・分野横断による戦略的な緑の創出・活用計画
 - ♦ 災害低減、経済価値等のエリア価値向上の目標設定

- 都市型水害対策や賑わい空間形成等の課題解決に資するグリーンインフラの整備を推進



9